

○働くルールの確立に関する請願(第一三四七号)

○食の安全・信頼の回復に関する請願(第一三五六号外三件)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(金田勝年君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたしました。昨十一日、鴻池祥肇君及び櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として椎名一保君及び今泉昭君が選任されました。

○委員長(金田勝年君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びをいたします。

独立行政法人国立病院機構法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省健康局国立病院部長富岡悟君外三名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、独立行政法人国立病院機構法案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました独立行政法人国立病院機構法案について質問をさせていただきます。

今回の法案は、平成十年六月の中央省庁等改革基本法に基づいて、医療政策を効率的、効果的に実施するという観点から提出されたもので、評価できる部分もあるんですが、その中でもう少し直していった方がいいんではないかということを中心

心に質疑をさせていただきたいと思います。

まず、平成十五年度予算要求の中での概算要求の中で国立病院に投入されることになる一般会計の金額を教えていただければと思います。

○大臣政務官(渡辺具能君) 国立病院特別会計への平成十五年度一般会計繰入れ要求額は千二百六十億円でございます。

○浅尾慶一郎君 この額はここ数年、一般会計から国立病院の方に投入されております額がずっと減つておるんですけども、今年度の概算要求の段階ではありますけれども、四十六億円ほど増えているということになりますが、なぜ今年は増えることになったんだでしょうか。

○大臣政務官(渡辺具能君) 委員御指摘のとおり、十五年度要求額は四十六億円の増額要求となっております。これは、医薬品購入等の経費ですとか、いろんな経費削減を昨年に引き続き行っているところでございますけれども、一方では、がん予防・検診研究センターをナショナルセンターの中に設置するとか、そういう政策的医療のため、あるいは政策的経費も必要でございますので、結果として、委員御指摘のとおり、四十六億円の増額になつておるところでございます。

○浅尾慶一郎君 そうすると、今の御答弁ですと、増えている部分は今度独立行政法人化されるところではなくて、ナショナルセンターに残る部分で増えているという理解でよろしいですか。

○大臣政務官(渡辺具能君) おおむねそういうことでござります。

○浅尾慶一郎君 国立病院は、現在、民間病院に比べて様々な優遇的な措置も受けている。例えば、固定資産税等が掛からないといった優遇措置もあるわけですから、課税されないことになる税金の推定額というのを教えていただけますでしょうか。

○大臣政務官(渡辺具能君) 現在、国立病院・療養所は非課税であります。厚生労働省においても税務当局においても非課税でございますので、税

制に基づく会計処理、資産評価は行っておりませんので、委員御質問のもしも納めることになれば

いうことになるのかもしれません。先ほどの質疑でも明らかになりましたように、現在も、平成十五年もかなりの額の国費が入っている、なおから固定資産税等は免除されているということを考えると、できる限り目標を持って、予算があるから人數を探つていいということではないんじゃないかなと、こういうふうに思います。

そういう観点から、もう一つ伺わせていただきますが、地方厚生局というのが全国七局と一支部をいたしますと、おおむね約百五十億円程度に算をいたしますと、おおむね約百五十億円程度になるうかと試算をいたしております。

○浅尾慶一郎君 今、先ほどお話いただきまして一般会計からの繰入れに加えて、千二百六十八億円の一般会計からの投入に加えて、この百五十億円というものが、プラス、利益を上げればそれをいいますと、おおむね約百五十億円程度に

なることになつたんでしょうか。

そこで、効率化ということもある程度考えていかなければいけないんではないかという観点からいたしますと、国立病院部の現在の定員と独立化された後にその数がどういうふうになるかと、そのことをまず伺わせていただきたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) おはようございます。御質問の現在の本省国立病院部の定員は平成十四年度で百十四名でございます。独立行政法人化に伴いまして本省は、ナショナルセンターとハンセン病療養所を引き続き管理する部門と、それから新たにできました独立行政法人化の機能、部門と二つを有することになるわけでありますけれども、本省に残る組織とその人数は平成十六年度の予算編成の中で調整をされる話でございまして、ひとえにその予算攻防に懸かっているわけでございまして、いざれにしても、この業務をできるだけ少ない人数で行えるようにスリム化してまいりますけれども、あくまでもどういう人数にするかはその平成十六年度の予算の話と、こういうことになるわけであります。

○副大臣(木村義雄君) 具体的な人數等々は予算の話と並んで、その人數はどうなるのかとお答えをいただきたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) 現在の地方厚生局で国立病院・療養所を担当している職員の定員は平成十四年度で二百八十一名でございます。独立化後は、御指摘のとおり、担当する国の職員数としてはゼロになるわけです。病院管理部の業務がなくなるわけでございますので、そこを担当する国

の職員数としてはゼロでございます。

○浅尾慶一郎君 そうすると、ゼロになるということは、その人たちは全員独立行政法人に行くのか、あるいはその他厚生労働省の中で他で人が足りない部署に移るのか、その点についてははどういうふうに考えておられますか。

○副大臣(木村義雄君) 独立行政法人の組織や職員は新しく任命される法人の理事長がその経営とか何かを考慮して決めるのをごぞいまして、現時点でそこはどうするかということは、まだこれはその法人の理事長の経営判断によるわけであります。いずれにしましても、できるだけ効率化が図られておりますのでスリムにしてまいりたいと、

た方がいいのかと思いますが、その収入の方が、幾つかの病院を建設あるいは運営するに当たって借り入れた金額よりも多いので問題ないという御答弁ですか。

○大臣政務官(渡辺具能君) この四百億に対しても一千億をそのまま充てることができるというふうには考えられないかもしませんから、オーバーしているのでいいというふうには単純には考えられないけれども、売却益もかなり大きいし、その売却益のメリットも全体で享受しているので、この四百億を新しい機構に引き継ぐことは妥当ではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○浅尾慶一郎君 それじゃ、全体のお話で伺つていきますが、現在の特別会計における借入れと、そして独法移行時の独法分の借入れの金額をお答えいただけますか。

○大臣政務官(渡辺具能君) 先ほど申し上げておられますように、移譲、廃止する施設の分の借金が四百億で、そのほかの国立病院等の部分が、八千四百億あります。合計で、四百億入れまして、合計で八千四百億でございます。

○浅尾慶一郎君 八千四百億が今度独法に移行したときに独法が引き継ぐ借金、負債という理解でよろしいですか。

○大臣政務官(渡辺具能君) さようでございます。

○浅尾慶一郎君 その八千四百億といふのはどこからの借入れでしょうか。

○大臣政務官(渡辺具能君) この負債額は国立病院・療養所の施設整備や医療機器に充てるためでございまして、財政融資資金からの借入れでございます。

○浅尾慶一郎君 今後は、そうすると、独立行政法人化された後はどこから借りるおつもりでしょうか。

○大臣政務官(渡辺具能君) 今後は、移行した場合の長期資金の調達手段といったましても、国立病院機構債を発行する方法、あるいはこの法律

で、今回審議いただいております法律で決められているわけでございますが、政府保証債の発行、あるいは財政融資資金からの借入、そのほかに市中金融機関からの直接借入というのも制度的に準備されておりまして、こういったものを適切に組み合わせて市中から広く資金調達を図るというこどございます。

○浅尾慶一郎君 この法案の第十七条において、政府は法人に対する、今御指摘のありましたように、債務保証を予算の範囲内で、国会の議決の範囲内でするというふうに書いてあるわけですが、国立病院機構の借入金あるいは債権に対しても債務保証が付くんですが、同じく厚生労働省管轄であります労働者健康福祉機構、この間可決いたしました独立行政法人については政府保証がないわけであります。

これ、国立病院機構と労働者健康福祉機構で、片っ方には政府保証が付いていて片っ方には政府保証が付いていないというのはどういった理由からでしようか。

○大臣政務官(渡辺具能君) 政府保証につきましては、国立病院機構の業務の公共性だと公益性を踏まえまして、長期資金を円滑に調達できるようにするために付与されたものであります。国立病院機構においては政策医療を確実に長期的に実施、着実にしていく必要がありますので、こういうことになつていいわけでございます。

今、委員御指摘の、労災病院との比較を御指摘になつたわけでございますが、労災病院は、これまで特殊法人としては独自の施設整備の財源を確保しております、要するに保険料を持っておりまして、こういったものを充てて借入金や必要な資金を調達できる仕組みになつておりますので、こういう差がある、こういうことでございます。

○浅尾慶一郎君 いや、私の質問の趣旨は、今までのことじやなくて、今度独立行政法人化すると同じ独立行政法人になるわけですから、その片つ

方は、今御説明ですと、国立病院機構の方は政策的な意味合いがあるんで政府保証を付けます、片つ方の労災病院については政府的意味合いが薄いんで付いていませんということ、そういう理解になるとと思いますが、そういう理解でよろしく

ござります。

○大臣政務官(渡辺具能君) 労災病院の方は先ほど申し上げましたように施設整備のための財源を持っていますので、これは今後もその予定でございますので、国立病院の場合は、政府保証がないわけではありません。

これ、国立病院機構と労働者健康福祉機構で、院機構が対応するのは政策医療であるということと、そのため交換金をもらったり様々な面で非課税という優遇措置がある、あるいは政府の債務保証があるということなんだと思いますが、こう易に労災保険に頼らない方がいいんではないかなと、こういうふうに私は思います。

次の質問に移らさせていただきますが、国立病院機構が対応するのは政策医療であるということと、そのため交換金をもらったり様々な面で非課税という優遇措置がある、あるいは政府の債務保証があることなどだと思いますが、そうすると、政策医療の効果というものを考えていかなければいけないというふうに思います。

一番分かりやすい例で言いますと、がんとか心筋梗塞、脳卒中については、治療成績の向上という観点で、国は国全体として、国立病院という観点ではなくて、国全体としてのどのような目標を掲げておられるのか、その点についてお伺いしていきたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) がんや心筋梗塞、脳卒中について予防と治療の成績の向上を果たすため

五年生存率を二〇%改善しましよう、心筋梗塞や脳卒中の死亡率を二五%減らしましよう、というのが国全体の目標ということなんだと思いますが、国立病院機構は当然政策医療をやるということですから、国立病院機構においての例えがんの五年生存率は、当然国全体の目標を一つのメルクマールとしてそれを上回るようにしないと、一般会計からのお金の投入とか、あるいは非課税という形で政策医療を行っているという観点からするといけないんではないかなどというふうに思いますが、そうした目標値と実績値との関係も踏まえて国立病院機構の政策医療の効果を検証すると考えてよろしいですか。

○国務大臣(坂口力君) 副大臣の方から先ほど答弁ありましたとおり、国全体としても一つの、がんでありますとか心筋梗塞でありますとか、そうしたものにつきましては目標を立てていいわけでございます。しかし、今度独立行政法人化されますが、そのために交付金をもらったり様々な面で非課税という優遇措置がある、あるいは政策医療などを掲げておりますので、それぞれにつきましてのやはり目標値というものを設定をしていかなければならぬというふうに思います。

今、御指摘いただきましたように、がんでありますと生存率二〇%と、当然それを守つていくと申しますが、それ以内でやはりやつていくといふべきことをより伸ばしていくかというふうに思いますが、やはりそれを更にどう伸ばしていくかというふうなことをやつていいかないといけないというふうに思います。

○浅尾慶一郎君 そうすると、当然、がんや心筋梗塞や脳卒中という、メディカル・フロンティア戦略ですかで定められた計画を国立病院機構としては上回る実績を目指していくというふうに理解をさせていただいて、それを上回る実績と国立病院機構の目標あるいは国全体の目標との間に乖離があった場合には、そこは政策医療としても一回検証するというふうに理解をさせていただきま

すが、そういう理解でよろしく、ござります。

○国務大臣(坂口力君) 五年間で一応見直しを行

うことになつておりますから、その五年を経過いたしましたところでそういう事態が起きましたとき、目標がなかなか達成されないということになりましたときには、そこでもう一度見直さなければならぬといふことがあります。

○浅尾慶一郎君 それでは、次の質問に移らせていただきますが、がんや心筋梗塞や脳卒中以外で、先ほど十九項目政策医療というようなお話をおつしやつておられましたけれども、その政策医療の対象とされる疾患、例えば肝疾患や腎疾患、免疫異常などについて、治療成績の向上の観点から、できれば具体的な目標値を定めて取り組んでいただきたいと思いますが、そうした目標値を定めて取り組んでいる医療政策というのはあるんでしょうか。

が、当委員会においても労災病院についても議論をさせていただきました。あるいはまた、社会保険病院といったようなものも厚生労働省所管の病院ということではあります、それぞれその役割があるなどと思いますが、また一方でそれぞれ政策的な医療もやっているということなんだとすると、特にその管理をする部門については一元的にされた方がいいんではないかなと、こういうふうに思います。

まず、質問の第一点目は、国立病院、労災病院、社会保険病院について、一元的な視点から機能や役割の見直しを行つたらどうかというのをまず第一点として伺わさせていただきたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 大変基本にかかる御質問をいただきいたというふうに思いますが、現在までのところは、それぞれ 国立病院それから労災病院、社会保険病院と、それぞれの目的意識を持つてスタートをしたという経緯があるものですから、それぞれの系列ごとにどうするかというこを今やつておきます。

しかし、国民の皆さん方から見ていただきますと、どの病院ももう同じようなことをやつておるではないかという御指摘のあることも事実でございます。その辺の仕分の問題をどうするんだといふ御指摘をいただいているというふうに思います。

確かに、労災病院を見てみますと、中毒のことやつておりますとか、じん肺のことをやつておりますとか、非常に専門的なことを今もずっとやつておるところもござりますので、そうしたものは今後も残していかなきやならないというふうに思っております。その労災病院の中で整理統合ができるものはどこかといったことを今やつております。それから、社会保険病院の方も、これはいろいろまた各党ともおやりをいたしておりますし、我々もここをどう整理をするかということを

今やつておきます。

それはそれとして行ながらも、しかし将来その地域で見た場合にどうかと、地域によりますと

国立病院もある、労災病院もある、あるいは社会保険病院もあるというようなところもあるいは、私もちよつと調べないと分かりませんが、あるかもしませんし、全然ないというところもあるかも知れないという、そうしたことについてどう整

理をしていくかということ、今御質問いただいたこととは非常に関連の深いことだというふうに思いますので、その点十分に考えながらこれからやらせていただきたいというふうに思います。

○浅尾慶一郎君 実際のその現場の病院の統合といふのはなかなか難しいのはよく理解いたします。しかし、せめて医療政策を企画立案する本省の部局については、これは一元化した方がいいんではないか。その方がかえつて幅広く見れるんではないかというふうに思います。

○国務大臣（坂口力君） 末端がそれぞれ分かれているものがござりますから、中央もまた分かれているのが現実でございまして、しかし今後この在り方をどうしていくかということと併せて、御指摘をいただきましたことを、大変大事なことでござりますから、検討してまいりたいというふうに思います。

○井上美代君 時間が参りましたので、終わります。

政府は今後の国立病院や独立行政法人の病院に政策医療を大きく位置付けようとしております。それから、社会保険病院の方も、これはいろいろまた各党ともおやりをいたしております。二交代だ、深夜勤だ、もう本当に不規則な勤務の多い病院の勤務者にとって、結婚をしそして子

育てをしても継続して働く上で、この病院に設置されました院内保育所は非常に重要な役割を果たしているというふうに思つております。

まず、お聞きをいたしますけれども、現在、国立病院そして療養所の院内保育所の設置数と利用している児童数はどうなつてあるか、答弁を願います。参考人。

○政府参考人（富岡悟君） 平成十四年五月一日現在、国立病院・療養所の院内保育所の状況を申し上げますと、設置箇所数は百四十四か所、保育児童数は二千五百四十四人となつております。

○井上美代君 院内保育所というのは国立病院・療養所全体の七割以上に設置をされていることに

なつております。

一九九二年ですけれども、そこで施行されました看護師等の人材確保の促進に関する法律、一般的には看護師確保法というふうに言われておりますけれども、ここでは高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保するため看護師の養成、また継続して働くための条件整備等を基本的な指針に定めると、このように言つております。

基本指針というものは同じ年の一九九二年に文部省とそして厚生省と労働省の三省による告示第一号として出されました。その中で看護師の継続勤務を進めるためには、個々の看護師等が置かれた環境そして家庭状況等にも配慮し、働きやすい勤務条件、職場作りを進め、定着の促進及び離職の防止に努めていく必要があると、このように述べております。そして、院内保育所については、次のように書かれています。看護師等は女性が大半を占めており、育児が離職理由の一つとなつてゐるが、夜勤等により一般の保育所の利用が困難な場合もあるので院内保育所の利用が効果的であると、こういうふうにそこに書いてあります。国及び地方公共団体は院内保育所の充実を図つていく必要があると、こう述べているわけなんです。

國立病院は基本指針のうち、この院内保育所など福利厚生部分については適用から除外されてゐることでありますから、この事項は適用されないものと承知をいたしております。

○井上美代君 そこで、私は大臣に質問をいたします。

院内保育所について質問をいたします。

政府は今後の国立病院や独立行政法人の病院に政策医療を大きく位置付けようとしております。それから、社会保険病院の方も、これはいろいろまた各党ともおやりをいたしております。二交代だ、深夜勤だ、もう本当に不規則な勤務の多い病院の勤務者にとって、結婚をしそして子

本指針に沿つた運営がなされることが当然であるという考え方だと私は思つておりますけれども、どうなつてあるのでしょうか、参考人の答弁を求めます。

○政府参考人（富岡悟君） 先生御指摘のように、基本指針は制度的には適用されないということになつております。しかしながら、その趣旨につきましては十分承知いたしておりまして、国立病院・療養所においても、これを念頭に置いて対応してまいりました。

国立病院・療養所の院内保育所が果たしている役割、機能は、今申し上げましたように十分私どもとして認識しております。こういった基本指針の趣旨を尊重し、取り組んできたところであり、今後ともそのようにしたいということでござります。

○井上美代君 では、この独立行政法人に移行する病院については、看護師確保法や、そしてまた基本指針の適用はどうなるかということが心配されていますが、どのようにになるでしょうか。

○政府参考人（篠崎英夫君） 国家公務員である看護師の待遇につきましては、看護師等の人材確保法に基づきまして関係当局が責任を持って適切に対応しておりますが、どのようにになるでしょうか。

○井上美代君 では、この独立行政法人に移行する病院については、看護師確保法や、そしてまた基本指針の適用はどうなるかということが心配されていますが、どのようにになるでしょうか。

○政府参考人（篠崎英夫君） 独立行政法人国病院機構法によりますれば、この機構は独立行政法人通則法に定める特定独立行政法人とされておりまして、その職員には国家公務員の身分が付与されるというふうになつておりますので、したがつて、この事項は適用されないということになつております。

独立行政法人国病院機構法によりますれば、この機構は独立行政法人通則法に定める特定独立行政法人についても、やはり私は、考え方は当然同じはずだというふうに思います。院内保育所というのは、仕事を続ける上で、仕事に集中して臨む上でも大きな役割を担つておるというふうに考えるわけです。ある国立病院の看護婦さん

の方は、院内保育所の充実を願つてこのように述べておられるわけです。

現在、三人の子供にも恵まれ、育児、仕事と多忙な日々を送っています。核家族の私にとって、大好きな看護婦を続けることができているのは院内保育所の協力があつてのことです。十数年前、立結婚を機に公立の病院から福利厚生が充実していだらう国立病院に就職をいたしました。そして、院内には保育園があり、元気に生き生き泥んこ遊びをしている子供たちと、それを優しく見守つている保母さんたちを目にする機会も多くのあります。安心して子供を預けることにして現在に至つておりますと、このように院内保育所への本当に役割の大きさを表現しておられます。また、別な方は、何かあつたときにすぐに駆け付けることができる安心感は院内だからこそです。院内に保育所があるおかげで仕事に集中できるという実感を持つた経験が何度もありますと、このように言つておられます。

このようないな院内保育所の役割というのは、國立

病院でも独立行政法人に移行する病院でも何ら私

は変わることはないのだと思うんです。そし

て、基本指針にあるとおり、院内保育所は必要で

あり、そしてまた充実を図る必要があると思うの

ですけれども、大臣はその点についてどのように

お考えになるのか、大きな立場から大臣にお願い

をしたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) 院内保育所の役割は、も

ちろん機能は十分に認識をしております。

独立法人へ移行後も、看護師の方々が子育てを

しながら安心して働けるようにしていくことは大

変重要なことでありますので、看護師等人材確保

法の基本指針の処遇に関する事項は適用されませ

んが、その趣旨は尊重していくべきものと考えて

おります。

○井上美代君 大臣にお願いしようと思いました

けれども、次に大臣にお願いいたします、非常に

重要な中身ですのです。

この院内保育所の必要性というのは、今子育て

で、病院のやはり不規則な勤務に従事している人たちはどうしてはどうしても必要な施設だと思います。これから結婚する方、そしてまた子供を産むことになる方、こういう方々が院内保育所があるから大丈夫だと思える、そういうような運営にしていかなければいけないんじゃないかというふうに思つています。

今、子供の数が大変少ない院内保育所では、地域の子供も受け入れて一緒にやつて、待機児童の解消にも貢献をしているというところもあるわけなんですか? それとも、必要性をやはり大きくとらえて、院内保育所の充実を図つていくことについては、今日の時代にどうしても必要だというふうに思つます。独立行政法人に移行したら院内保育所はどうなつていくのだろうかという非常に不安の声があるんですね。私は、そうした子供と保育士さんはどうなつていくのだろうかという非常に不安の声が上がつております。

私は、特に保育士と子供の間というのは、日常的に生活の中で一つの人間関係が既にでき上がつてゐるんですね。私は、そうした子供と保育士との人間的な触れ合い、情緒、そういうものも含めます。この院内保育所をどのように発展させていくかということは非常に重要なのではないかとうふうに思つております。

現行では、共済組合が、病院職員やそれから保

護者で構成している保育所の運営委員会といふことで運営委託をしているわけなんですか?

○政府参考人(富岡悟君) ただいま御指摘の認可

外保育施設指導監督基準は、國立病院・療養所の院内保育所についても適用されるものであると解

ります。

○副大臣(木村義雄君) たゞいま御指摘の認可

外保育施設指導監督基準は、國立病院・療養所の院内保育所についても適用されるものであると解

ります。

○政府参考人(富岡悟君) たゞいま御指摘の認可

外保育施設指導監督基準は、國立病院・療養所の院内保育所についても適用されるものであると解

ります。

○副大臣(木村義雄君) たゞいま御指摘の認可

外保育施設指導監督基準は、國立病院・療養所の院内保育所についても適用されるものであると解

ります。

○副大臣(木村義雄

きたいんですけど、このような状況を改善していくかなければいけないと思うんですね。だから、そのことを答弁いただきたいというふうに思

○副大臣(木村義雄君) 院内保育所は、先生がおっしゃいました病院が派遣した保育士さんと、それ以外に保育所運営委員会で採用いたしました保育士さんと、両方を合算して運営を行っているところでございまして、両者を合わせますと保育

従事者数につきましては認可外保育所に求められている基準を基本的に満たしております。詳しい言いますと、今、百四十四施設あるのでござりますけれども、基準を満たしていないところは一施設だけでありまして、そこも必要人員は二人なんですけれども、現員数は四人あります。二人のところ、四人、らしいです。(笑) 可能性

しているかというと、資格を持つた保育士さんが一人不足をしているだけでございまして、現実的に百四十四施設のほぼ認可外保育所に求められた基準数を満たしているところでございます。

○井上美代君 その数字は私確認はしておりますが、今まんけれども私が現状を見る限りは非常にやはり人変になつております。

この児童保育所については、今まで、二度とそ

同時に医療現場を支えている役割を果たしている
というふうに思つております。しかし、やはり
國の処遇が余りにも厳しいと思うんですね。今、
副大臣は、運営委員会が人を、保母さんを入れて
いる、保育士さんを入れているというふうに言わ

れましたけれども、財政的に非常に困難なんですね。だから、必ずしもそういうふうになかなかならないというのが現場で私が見てきている中身ですね。

だから、そういう意味で、もう本当に、資格を持つて経験も相當年数があるというそういう保育さんでも新卒の保母さんと本当に大差はないんです。そういうところで働いていて、しかも保育さんというのは賃金職員のままなんです。もうひとつ、幾ら十年、二十年働いても決して正職員

にはなれないんです。ずっとパートの賃金職員のまま、そして定員には決して入れない。職業の関係で、やはり風邪を引いたり、子供から風邪をもらったりすることもあるし、伝染病にもかかるということなんですねけれども、病気休暇さえもない。このような状態を、満たしておりますなどと現状として見るということ自体が私はおかしいと思うんですよ。

て、今賃金職員というのは、この間もずっと皆さん方からも出ておりますけれども、そういう現状にあるという。だから、法人化ということになつていきますけれども、劣悪なやつぱりこの処遇内容を私は再考していかなければいけないんじやないだろうかというふうに思つてゐるわけです。

○副大臣(木村義雄君) 今の数字に御疑問をお持
ちのようでございましたけれども、今日現在で調
べさせた数字ですから、その数字においては間違
いたします。大きくいいです。

○井上美代君　数字についてはまた後で見せていただきますけれども、現状がそうであるということことは先ほどからるる述べているとおりです。私は、今、保育士さんたちのことを申し上げました。その人的な配置というものが非常に今重要なと/or>う

ふうに思つてゐるわけなんです。
もう一つ、私は、人的補助とともに施設整備の
条件も大幅に遅れてゐるというふうに思つていま
す。

それは、私も見てきておりますからはつきりと言えるわけなんですが、多くの保育所といつのが、元々は院内保育所というのは保育施設として作られていないんです。保育をスタートさせておりますけれども、看護婦さんやお医者さんなど、どうしても預けなければ仕事が続かないとい

うぎりぎりのところに来て院内保育所を開設しているんですね。だから、もう行ってみてびっくりするんですけども、老朽化をしておりますし、本当に改築・改善もほとんどなされないままに今日に至っているという現状です。

私は幾つか院内保育所回りましたけれども、何しろ大事な子供を預かる保育所ですけれども、あれだけ敷地が広いんですけれども、もう低い低い

土地のところにありますし、建物の端っこにありますし、ちょっと子供のをぞこうと思つてもはるかに行かなければいけないんですね。そういうところに建てられております。

そして、その建物というのは保育施設として建てたのではありませんので、例えば私の見たのはカルテなんかの文書の保管をする倉庫でした。そ

こを利用しているんです。玄関の壁ははがれておりまし
ります。そして、木材は垂れ下がつておりまし
た。屋根のといは途中から切れたままになつてい
ました。十年前からといも切れたままだというか
ら、その間にできなかつたのかということを申し
上げましたけれども、雨の日はもう本当に入口の
ところでぬれてしまふんですよというふうに言つ
ておりました。屋根の棟が膨らんでいるので、あ

の屋根はどうして膨らんでいるんですかと私が質問しましたら、かわらの下の木材が腐ってしまつてゐるんだというふうに言わわれたんです。それで、園長はどうなたでいらっしゃいますでしょうかと言つたら、園長は庶務課長が兼務をしていて、このようご言つてござります。

私はこれにびっくりしてしまいましたけれども、現実、現場というのはこのようになつてゐるんですね。だから私は、現場を発展させ、いい保育所にしてほしい。子供は皆平等なんです。だから

ら、そういう点では是非してほしいと思いますが、最後に大臣の答弁を求めます。

らしいところもあれば、大変厳しい環境のところもそれはあるんだろうというふうに思います。そうしたことと今後どういうふうにしていくかということを、独立行政法人の中でこれ考えていかなければならないことだというふうに思いますから、それぞれの職場と申しますか、それぞれの法人においてよく御相談に乗させていただきます。ようにも配慮したいと思います。

○井上美代君 私は、やはり先ほどから保育士が満たされているようなことを言つておられる副大臣、あなたに申し上げたいんですけども、年齢別の児童福祉法の最低基準というものは満たされていないじやありませんか。それはさつきから私が数字を言つているとおりです。保育士は二人以上という正に最低ラインの基準を満たしているだけ

だということだと思いますよ。私はそういう答弁はいただけません。

独立行政法人化で院内保育所などが利用者や保育所の意見を無視して合理化やそして整理を行わないよう、私はそのことを強く求めて、質問を終ります。

○西川きよし君 おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、私の方からは精神科の救急についてお伺いをしてまいりたいと思うのですが、これまでの国立病院部長答弁によりますと、これまで国立病院・療養所が取り組む政策医療といたしまして、難病、重症心身障害、結核、エイズそして精神科

医療を担うと、そういう説明があつたわけですけれども、この中から精神科救急の現状、こちらの方をお伺いしたいと思います。また、その中における国立病院のこれまでの取組、今後おこなうべき

冒頭、一昨日ですけれども、幾つかの新聞を読ませていただきますと、たくさんの報道がございまして、社会保障審議会の精神障害分会の最終報告書案がまとまつたということでござります。今

検討が行われたのか、まず冒頭、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(上田茂君) お尋ねの社会保障審議会におきましては、精神保健医療福祉施策の全般について充実向上を図るために本年一月から検討を開始しております。この十二月九日の第十一回会議におきまして、その報告書案について最終的な検討を行つたところであります。

この報告書案におきましては、精神保健医療福祉サービスの在り方について、入院医療主体から地域医療・保健・福祉中心への転換を図ることを基本的な考え方といいたしまして、具体的な施策としまして、在宅福祉サービスあるいは精神科救急、地域生活支援策の充実、また社会復帰施設の充実、適切な精神医療の確保、精神保健医療福祉に携わる人材の確保と資質の向上、また心の健康対策の充実、さらには施策の評価、今、私三つの領域について申し上げましたが、こういった点について進めるべき対策を示したところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

精神障害者の処遇が入院医療から施設ケアあるいは在宅ケアと大きく推移している中で、緊急に入院又は外来での対応しなければならない、そういう事態もあるわけですから、緊急時における体制整備の必要性、これがこれまでにもいろいろと指摘をされてきました。

そうした中で、平成七年ですか、精神科救急医療システム整備事業を創設されたわけですけれども、全国的にその整備も拡大をしてきているわけですけれども、しかしながら、これらの会議録を今日もたくさん持つままでありますと、まだまだ不十分な部分もあると。十分な体制が整備されていない、整つていないと、いうことでございますけれども、なかなかいい評価には結び付かないわけですけれども。

こういった現状の中、この平成七年の事業とは、どのような目的、内容で実施をしてこられた

のか、そして精神科救急の現状につきまして、これまでの国立病院の取組も併せて御答弁をいただきます。されど、それは障害保健福祉部長様として国立病院の部長様、お二人に御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(上田茂君) 精神科救急医療システム整備事業は、精神障害者が地域で安心して生活できるようにするために、休日ですか夜間ににおける病状の急激な悪化に対しまして迅速に適切な医療を提供する体制を整備することを目的として平成七年度に創設されたところでござります。

その内容につきましては、都道府県また指定都市が実施主体となつて行つてあるわけであります。が、連絡調整委員会の設置ですとか、精神科救急情報センターの整備あるいは輪番制の精神科医療施設の確保等々、などを行つてあるものでございまして、現在ではほぼ全都道府県、指定都市において実施されている状況でございます。

また、最近は、重症患者の入院先の確保だけではなく、例えば眠れないですか、あるいは不安な

うところにございませんでしようか。これは障害保健福祉部長様に御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(上田茂君) 先ほど、精神科救急医療システムの整備事業についてはおおむね整備さ

れておりました。しかし、やはり二十四時間対応できる体制を整備をしてきたにもかかわらず、体制整備と申しましようか、確実なものになかなかつ

ていかないという、そこの問題とというのはどうい

うところにございませんでしようか。これは障害保健福祉部長様に御答弁をいただきたいと思います。

○西川きよし君 ありがとうございます。

精神科救急医療のこういった相談のニーズも高くなつてきておりますので、これに対応できるよう

にするために、今年度より精神科救急情報センターオンラインにおいて二十四時間対応できる体制の整備を開始したところでございまして、今年度

中は十三の都道府県、指定都市で取組が開始され

ることとなつております。

このように、精神科救急医療システムにつきましても、順次整備されておりますけれども、し

かしながら二十四時間対応ができる体制ですとか、あるいは救急医療相談を含めた幅広いニーズへの対応という点でまだまだ課題がございますの

で、私たちも一層この取組を強化していく必要があるというふうに考えております。

○政府参考人(富岡悟君) ただいま障害保健福祉部長が申し上げました国全体の施策体系の中、

国立病院・療養所といったしましては、各地域の精

神科救急医療システム整備事業、この中で現在三の病院・療養所が精神科救急の指定を自治体から受けておりますし、そのうち約

三千六百近くあるとお伺いしておりますし、そのうち約八割が民間病院で、国立病院・療養所については三十四个施設。この施設については、今後の精神科

救急体制の中で具体的にどのようないくつかと、他の医療機関との機能の分化をしていくのかというのを国立病院の今度は部長さんにお伺い

したいと思います。

○政府参考人(富岡悟君) 精神疾患につきましては政策医療分野の一つとして位置付けておりまして、その中でも精神科救急については大事な分野

だと思つて対応してきております。

国立精神・神経センターを中心とする医療ネットワークによりましてその内容の高度化に努めて

きているところでございますが、今後におきましては、都道府県におきます精神科救急医療システム整備事業の実施・推進状況、さらにはそれぞれ

の地域の実情を十分に踏まえまして、輪番制への

参加など各地において期待される役割を果たすことができるよう、今後とも精神科救急につきまし

ては鋭意前向きに取り組んでまいりたいと考え

ております。

○西川きよし君 ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

今後、国立病院そして療養所が取り組む精神疾患についても、他の医療機関で対応困難な患者さんへの対応に特化していくふうにされてい

るわけですから、その中でも特にお伺いしたのは、小児、子供ですけれども、小児、そして

また思春期の精神障害者への対応についても今日

しっかりとお伺いをしておきたいと思います。

子供たちの場合、例えば一般の精神科病棟で

大人の方々と一緒に、つまり成人患者と一緒に治

療するのは非常にマイナス面も強くあるのではないかというふうにお伺いをいたします。

か、いろいろ難しいことは多々あるかと思いま

す。どうぞひとつ頑張つていただきたいと思うわ

けですけれども、そうした状況の中で、部長様が取り組む精神科救急、大変大切な問題であると思

います。

その体制の整備に向かまして、国立病院の担う役割、現在、精神病床のある病院は全国に約千六

百近くあるとお伺いしておりますし、そのうち約

八割が民間病院で、国立病院・療養所については三十四个施設。この施設については、今後の精神科

救急体制の中で具体的にどのようないくつかと、他の医療機関との機能の分化をしていくのか

というのを国立病院の今度は部長さんにお伺い

したいと思います。

○政府参考人(富岡悟君) 精神疾患につきましては政策医療分野の一つとして位置付けておりまして、その中でも精神科救急については大事な分野

だと思つて対応してきております。

国立精神・神経センターを中心とする医療ネットワークによりましてその内容の高度化に努めて

きているところでございますが、今後におきましては、都道府県におきます精神科救急医療システム整備事業の実施・推進状況、さらにはそれぞれ

の地域の実情を十分に踏まえまして、輪番制への

参加など各地において期待される役割を果たすことができるよう、今後とも精神科救急につきまし

ては鋭意前向きに取り組んでまいりたいと考え

ております。

○西川きよし君 ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

今後、国立病院そして療養所が取り組む精神疾患についても、他の医療機関で対応困難な患者さんへの対応に特化していくふうにされてい

るわけですから、その中でも特にお伺いしたのは、小児、子供ですけれども、小児、そして

また思春期の精神障害者への対応についても今日

しっかりとお伺いをしておきたいと思います。

子供たちの場合、例えば一般の精神科病棟で

大人の方々と一緒に、つまり成人患者と一緒に治

療するのは非常にマイナス面も強くあるのではないかというふうにお伺いをいたします。

か、いろいろ難しいことは多々あるかと思いま

す。どうぞひとつ頑張つていただきたいと思うわ

教育機関との連携などが難しいとは思いますがけれども、精神発達上のサポート、これも大変必要でありますし、なかなか一般病院では整備も進まないのではないかなどというふうに考えます。

そういう意味では、今後の国立医療機関におけることは、今後こういった子供たちの取組ですますので、今後こういった子供たちの取組ですけれども、引き続き国立病院部長に御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(富岡悟君) 御質問の、児童思春期の精神障害につきましては、国立精神・神経センターを中心としましてネットワークを構築しまして取り組んでいるところでございまして、内容といつたまでは、不登校の診断・治療ガイドライン、摂食障害の診断・治療ガイドライン、こういったことにネットワークとして取り組んでいるところでございます。

また、成育医療センターにおきましては、こちらの診療部におきまして、小児期、思春期のメンタルヘルスについての対応をいたしているところでございます。

また、児童思春期の精神障害の入院治療につきましては、成人の患者さんと別々に治療することが望ましいと承知いたしておりまして、例えば、国立香川小児病院のように小児病棟がある場合にはその小児病棟におきまして治療を行いまして、小児病棟がない場合には、精神病棟の中でも成人の患者さんと、病棟の中で一緒にございますが、その場合でも小児の患者さんへの配慮として個室や二人部屋を活用するといったことで、できるだけの対応をしてまいりたいと考えております。今後とも、大変重要な分野でございますので、児童思春期の精神障害につきましては積極的に政策医療として対応してまいりたいと考えております。

○西川きよし君 今御答弁のとおりですけれども、本当に大変重要な部分を占めているという御答弁でしたけれども、本当によろしくお願いを申し上げたいと思います。

いろいろ資料などを目を通させていただきますと、おうちの方でも大変に子供たちのことでは不安で困つておられるというようなこともたくさんあります。そこで次に、政策医療の一つとして位置付けをされております長寿医療、こちらについてお伺いをいたしたいと思います。この長寿医療という言葉 자체がなかなか聞き慣れない、皆さん方も余りぴんとこないのでないかな。

この問題の検討会の議事録を読ませていただきますと、アメリカなどの先進国においては体制が着実に整備をされている一方で、我が日本におきましてはその体制の整備がなかなか、ちょっと後悔している、このような指摘が随所でされているわけですねけれども、この長寿医療では、具体的にどのような医療のことを言っているのか、またアメリカ等先進国と我が国の概要、ひとつ詳しく御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(富岡悟君) 長寿医療という点につきましては、老化機序の解明や高齢者に特有な疾患の原因究明、予防、診断及び治療等に関します。

○政府参考人(富岡悟君) 長寿医療といふには、医学を始め、福祉的、社会的な要素にも視点を置いた、総合的な包括的医療というふうに考へているところでございます。

先生お話しありましたように、アメリカにおける場合は国立老化研究所、NIAと言っているようですが、を中心としまして、長寿医療に関しましては、生物学のみならず、社会学、心理学等を含めた総合的かつ高度な研究がなされていると聞いております。

また、ヨーロッパにおきましても、北欧、イギリス、ドイツを中心にしまして、学際的な研究体制がEUにより整えられているとともに、国際共同研究が推進されまして、長寿医療関連の科学的諸分野には既に多くの著名な成果が上がっています。そのように見られます。

一方、我が国はどうかといいますと、大学や地

方自治体におきまして、それぞれ老年学講座や高齢者に特化した医療施設など様々な長寿医療に関する臨床研究の場が設けられておりますが、必ずしもこれが全国的なネットワークとして機能しているか、そういう体制が確立されているかという点につきましては、なかなかそういうとは言えない状況にあると認識いたします。

○西川きよし君 どうもその部分も、勝るとも劣らないように、外国に負けないようにひとつよりお願いを申し上げたいと思いますが。

今後、長寿医療に関するナショナルセンターを設置される予定とお伺いをいたしておりますけれども、例えば、国内においても、大学や地方自治体においても様々な長寿医療に関する研究の場が設けられているわけですけれども、そうした中で、新しく設置されるナショナルセンターの必要性、これはどういうふうに御説明されるのでしょうか。引き続き、部長様にお願いいたします。

○政府参考人(富岡悟君) 先ほどのような認識と申しましようが反省に立ちまして、大学や地方自治体におきまして、現に老年学講座や高齢者に特化した医療施設など様々な長寿医療に関する臨床研究の場が設けられているわけですが、これが、全国的なネットワークとしての機能が弱い。そういうことから、既存の関連諸機関相互の有機的な連携を進めまして、本当に実効ある成果を生み出すためには、長寿医療に関する総合的、中核的機能を担う施設を設立しまして全国的な長寿医療ネットワークを確立する必要があると考えたものでございます。

このような考え方に基づきまして、従前から長寿医療の診療及び研究に積極的に取り組んでまいりました愛知県にございます国立療養所中部病院を改組、発展改組いたしまして、長寿医療の診療、研究面から、高度先駆的かつ総合的な機能

を担う国立長寿医療センター、仮称でございますが、これを平成十五年度、来年度に開設することとしているものでございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。私はお医者さんでもありませんので、医療の中身についてはなかなか細やかなことの御説明は申上げることはできないんですけども、今日は大変大切な部分のお話をさせていただきました。精神科の救急、子供たちのこと、お年寄りのこと。一人の生활者といたしまして、親を介護する立場、そしてまたあるいは近い将来を迎える高齢期にこうしたセンターに巨額の投資をすることで我々の生活にどうお願いを申し上げたいと思います。

先ほどの精神医療の問題に戻りますけれども、ここ数年の入院患者の状況を見ますと、高齢者の割合が大変増えております。その中にはアルツハイマーのお年寄りも数多く、たくさんいらっしゃるわけですから、できる限り治療をしていただきたいし、もちろん予防もできるものならお願いをいたします。そして、何よりも不必要的入院を余儀なくされる状況は一刻も早く解消しないといけないと思います。

そういった意味では、今後のその長寿医療といふ政策医療が目指すものも、ナショナルセンターが目指すものは国民一人一人の生活に何をもたらすとしているのか、改めて大臣にお伺いさせていただきます。そしてまた、相談、支援センターのようなものもどんどん増やしていくことをお願いを申し上げまして、最後

お時間がございましたが、を中心としまして、長寿医療に関しましては、生物学のみならず、社会学、心理学等を含めた

これまでの関連諸機関相互の有機的な連携を進めまして、本当に実効ある成果を生み出すためには、長寿医療に関する総合的、中核的機能を担う施設を設立しまして全国的な長寿医療ネットワークを確立する必要があると考えたものでございます。

このような考え方に基づきまして、従前から長寿医療の診療及び研究に積極的に取り組んでまいりました愛知県にございます国立療養所中部病院を改組、発展改組いたしまして、長寿医療の診療、研究面から、高度先駆的かつ総合的な機能を担う施設を設立しまして全国的な長寿医療センターに今後健やかにどういう生活をしていただければ一番いいのか、そのときに障害になります事実でございますし、更にこれから増えていく時代を迎えるわけでございます。この高齢者の皆さんはやがていただきたいというふうに思っております。

○国務大臣(坂口力君) 少子高齢化社会を迎えまして、高齢者の方がだんだん増えてきたことはもう事実でございますし、更にこれから増えていく

時代を迎えるわけでございます。この高齢者の皆さんはやがていただきたいというふうに思っております。

したがいまして、現在考えられておりますもの

は、一つは、例えば骨粗鬆症の問題でございますとか、これはまあ骨粗鬆症になつて、そしてわざかなことで転んで、そして車いす生活をするといふような人もござりますし、そうしたことの予防でありますとか、早くからどういうふうに手を打つたらいいかというようなこともその中ではやられるということでござりますし、また痴呆症の問題につきましても、とりわけアルツハイマーのだくといったことがございます。

それから、リハビリテーション、早くリハビリを行つて、脱車いす構想というのがあるんだそうでございまして、早くリハビリをすることによつて車いすにもう乗らなくていいようにするのにどうしたらいかというような研究を進めていただきますとか、あるいはまたこの高齢者の健康といふやるの口腔、口ですね、口の中の特にこれは歯との関係でございますが、そうしたことが大きな影響を及ぼす。そしゃくをするとか元気になられるとかというようなこととこの歯科との関係といふのは、今まで以上にはつきりしてまいりました。いろいろの研究も出てきたところでございまして、いろいろなこととこの歯科との関係といふのは、今まで以上にはつきりしてまいりました。そうした意味でのこの口腔ケアという問題が一つのテーマにもなつてきているというふうに伺つております。

これらのことひとつ研究もしていただき、そして実際の治療にも応用をしていただくということで、この高齢者の自立、そして健やかな生活といふものを確立するための基礎的な研究と、そして治療を行つていただく場所になればといふうに念願をしている次第でございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

終わります。

○大脇雅子君 私は、質問の始めに一つ大臣にお願いをし、質問したいことがございます。

それは、去る五日、大阪の高等裁判所において、一審に引き続き在外被爆者に被爆者援護法に基づく手当の支給を求めた訴訟の原告、被控訴人勝訴の判決が出たということであります。原告は

韓国原爆被害者協会の元会長、郭貴勲さん、七十八歳の方でございます。在外被爆者の人々は、韓国やブラジル、北米等たくさんおられます。韓国原爆被害者協会の被爆者は七〇年代には一万八千人を超えたが、今は約一千百人まで減つております。

弁護団は、坂口厚生労働大臣は高裁の判決を待つとしていた、高裁判決が出た以上、上告はすべきではないと強調しております。あちこちの方々から上告を断念するようにという訴えが出ておりませんけれども、この上告に対して厚生労働大臣はどのように今御検討中であるでしようか。

○国務大臣(坂口力君) 五日の日に大阪高裁から判決が出来まして、國の方にはかなり厳しい内容のものでございました。判決文、全ページ読ませていただきまして、その内容を見ました。

と、かなり国に対しても厳しいというふうに思つております。

今後、この郭さんの問題をどのようにするかと

いうことについての決定を間もなくしなければならないわけでございまして、この高裁の判決を重んじて、いろいろの研究も出てきたところでございまして、いろいろなこととこの歯科との関係といふのは、今まで以上にはつきりしてまいりました。そうした意味でのこの口腔ケアという問題が一つのテーマにもなつてきているというふうに伺つております。

これらのことひとつ研究もしていただき、そして実際の治療にも応用をしていただくことと、この高齢者の自立、そして健やかな生活といふものを確立するための基礎的な研究と、そして治療を行つていただく場所になればといふうに念願をしている次第でございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

終わります。

○大脇雅子君 私は、質問の始めに一つ大臣にお願いをし、質問したいことがございます。

それは、去る五日、大阪の高等裁判所において、一審に引き続き在外被爆者に被爆者援護法に基づく手当の支給を求めた訴訟の原告、被控訴人勝訴の判決が出たということであります。原告は

計上しております。十一月現在で、被爆者健康新規帳取得のために、渡航・滞在費支援の利用者はわずか三十五人、そして手帳取得者渡日治療のための支援事業の利用者は六人ということになります。

やはり高齢の被爆者にとっては来日することだけでも体力的に厳しいことが背景にあります。やっぱり高齢の被爆者にとっては来日することを認められているというふうに考えますが、この事業についてはどのような御見解でございましょうか。

○国務大臣(坂口力君) 全体の判断につきましては、私にとりましては大変難しい判断でございますから慎重に考えたいというふうに思つておりますが、昨年作りました事業につきましては、今御指摘いただきましたように合計で四十一名という

件数と、かなり国に対しても厳しいというふうに思つております。

今後、この郭さんの問題をどのようにするかということについての決定を間もなくしなければならないわけでございまして、この高裁の判決を重んじて、いろいろなことを整えたいというふうに思つて、現地に出向いて審査をさせていただくといふふうに思つております。

○大脇雅子君 判決文を読みますと、一審判決が憲法違反といったことに對しては触れず、むしろ法律の適用とかいったん発生した効力の存続要件と、といった当該立法の目的にかかる基本的な事柄について、専門的・技術的分野の事項でもないの

に、これを行政の裁量行為にゆだねるべき合理的理由を見出すことはできないと言いまして、簡単、まあ簡略に言えば立法意思としての裁量行為を判断をしているというところでありますから、これは厚生労働省その他関係省庁がとりわけ上告を断念するのに難しいことではないといふうに思つています。

○西川きよし君 ありがとうございました。

それで、独立行政法人国立病院機構法案についてお尋ねをいたします。

機構法案によりますと、平成十五年十月一日に施行されるということで、十六年度からになる予定なのですが、様々な必要経費といふのは国が負担するということが言われておりますけれども、これらの実施や準備等をどのように考えておられるのでしょうか。

○大脇雅子君 国立病院・療養所の独立行政法人における財政運営と効率化方策に関する懇談会と、いうものが設置されると聞いておりますが、その設置の理由、目的、位置付けはどんなものでしょ

うか。今後どのようにこの懇談会を運営して、そして懇談会の意見や答申を具体的にどのように生かしていくのでしょうか。

○政府参考人(富岡悟君) 御指摘の懇談会は昨年七月に発足いたしておりまして、幅広い各方面的有識者の方に御参加いただいております。その設置目的は、独立行政法人化後の法人運営を安定的に、効率的、それから政策医療の効果が上がるようになりますにはどうしたらいいかということを検討

新しいマネジメントへの研修、こういったことを着実に進める必要がございます。

それから、施行後の十五年十月以降は、理事長となりべき方の指名を踏まえまして、その指示、組織・給与など労働条件、それから資金管理等、こういったことにつきまして制度設計を進めることになります。それとともに資産評価委員会の設置、それから法人設立委員会の設置、こういったことも予定いたしております。

それから、独立行政法人ができますと中期目標、中期計画の策定といつたことが必要になりますが、さきに成立しております独立行政法人の例を踏まえまして、平成十六年の可能な限り早い時期に厚生労働省の評価委員会において事前に御審議いただきたいと考えておりますが、その準備もする必要があります。

こういった様々な事業を進めるわけでございますが、こういった仕事につきましては、基本的に本省、地方厚生局等におきまして現在国立病院・療養所を担当している職員が進めますが、予算につきましては、設立委員会、資産評価委員会の開催経費とか、独立行政法人に向けての研修経費、こういった費用が必要でございまして、所要額を確保してこういう事業に当たる予定でござります。

○大脇雅子君 そこで、この懇談会の運営についてお尋ねをいたします。

機構法案によりますと、平成十五年十月一日に施行されるということで、十六年度からになる予定なのですが、様々な必要経費といふのは国が負担するということが言われておりますけれども、これらの実施や準備等をどのように考えておられるのでしょうか。

○政府参考人(富岡悟君) 御指摘の懇談会は昨年七月に発足いたしておりまして、幅広い各方面的有識者の方に御参加いただいております。その設置目的は、独立行政法人化後の法人運営を安定的に、効率的、それから政策医療の効果が上がるよ

していただいているでございますが、これまで八回開催されております。

今後につきましては、それぞれの分野の専門の方の知識や民間的手法を踏まえまして方向をまとめていただきたいと考えております。具体的に私どもが期待しておりますのは、経営改善の具体的な方策、方向といったもの、それから企業会計原則の導入を踏まえました財政運営の方法、方針といつたもの、それから国立病院機構がその役割を担うための国の財政面での関与、こういったものをどうしていったらいかという点についていき方を出していただければ有り難いと思っておりまして、その結果に基づきまして機構の運営に適切に反映させていきたいと思っております。

○大脇雅子君 急性期入院医療の今後についてお尋ねをしたいと思います。

平成十年十一月の一日起、国立病院等において、急性期入院医療の定額払方式を試行することによって、入院期間や診療内容、病院経営管理変化を把握して今後の医療制度及び医療保険制度改革の基礎資料とするということが行われてきたと承知しておりますが、この試行について、これまでの試行実績と評価についてはどのようなものでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 国立病院等におきます急性期入院医療の定額払方式の試行につきましては、国立病院等十病院を対象といたしまして平成十年十一月より実施をしてきております。この試行事業におきましては、診断群分類に応じました一入院当たりの定額報酬を定めまして、手術料などを除いてこの点数により診療報酬を実際に算定し、点数データ等を収集分析することと目的といたしております。

平成十三年四月以来、民間病院等五十六病院にも定額払を伴わない形で調査への参画も求めまして、データ収集の範囲を拡大をいたしました。十四年四月には診断群分類別の平均在院日数や症例数を中間報告として取りまとめたところでござい

まして、また診断群分類に基づきますデータの収集分析等を通じまして診断群分類の精緻化を進めます。

まして、診断群分類を当初の百八十三分類から五百三十二分類に拡大するなどの見直しを行つております。ナショナルセンターはハンセン病療養所は除外されております。

○大脇雅子君 大臣に二点お尋ねをしたいと思います。

まず一点目は、今回の機構法案では、その役割、歴史あるいは位置付け等から、ナショナルセンターはハンセン病療養所は除外されております。これらは今後どのように位置付け、運営をしていかれるのか、国の責任としてどのように考えておられるのでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今、お話しのごといたします。これは、国立高度専門医療センター、いわゆるナショナルセンターでございますが、がんでありますとか脳卒中、心臓病など、その制庄が国民的な課題にて、急激な医療の定額払方式を試行することによって、入院期間や診療内容、病院経営管理変化を把握して今後の医療制度及び医療保険制度改革の基礎資料とするということが行われてきたと承知しておりますが、この試行について、これまでの試行実績と評価についてはどのようなものでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 国立病院等におきます急性期入院医療の定額払方式の試行につきましては、国立病院等十病院を対象といたしまして平成十年十一月より実施をしてきております。この試行事業におきましては、診断群分類に応じました一入院当たりの定額報酬を定めまして、手術料などを除いてこの点数により診療報酬を実際に算定し、点数データ等を収集分析することと目的といたしております。

平成十三年四月以来、民間病院等五十六病院にも定額払を伴わない形で調査への参画も求めまして、データ収集の範囲を拡大をいたしました。十四年四月には診断群分類別の平均在院日数や症例数を中間報告として取りまとめたところでござい

ざいます。

それから、国立ハンセン病療養所の方につきましては、歴史的な経緯を踏まえまして、引き続き国機関として存続をさせるものとしたところでございます。入所者の皆さん方は非常に高齢化をいたしておりますし、そしてまた、長い間の隔離生活の中で様々な問題を抱えておみえになりますことも事実でございますので、引き続き手厚い対策を行つていただきたいと考えているところでござい

ます。

これらの問題は、引き続きまして國の方でやつておられるのか、國の責任としてどのように考えておられるのでしょうか。

○大脇雅子君 最後に、衆議院での審議におきましても、看護師等、国立病院に勤務する職員が交代勤務、とりわけ夜勤に従事する場合や子供が急に調子を崩した後に、育児中の職員が安心して勤務できるための有意義な制度として院内保育所の充実が指摘されております。

先ほど井上議員の報告にもございましたように、建物の老朽化やあるいは様々な効率化や財政事情を理由に保育所が非常に不十分だという御指摘がございましたが、これが廃止されるようにならないません。これは独法にもお願いをいたしておりますが、高度先駆的医療の実施、これも行わなければなりません。これは独法にもお願いをいたしておりますが、国立病院の方は更にそれを一層進めた先駆的な医療の在り方というものを追求していくなければならないというふうに思います。それから、病気の原因、病因、それから病態の解明、診断及び治療の研究、そうしたものも進めなければなりませんし、医療従事者の研修等につきましては、大事な問題でございますから行っていかなければならぬということです。

○国務大臣(坂口力君) 先ほども井上議員にお答えをしたとおりでございますが、役割は十分に認識をいたしております。

独立行政法人移行後におきましても、こうした院内保育所が果たしております役割、機能を十分に踏まえて、そして現在と同様に国家公務員共済組合法に基づきます福祉事業として実施することも含めて検討をしてまいりたいと思います。

○大脇雅子君 終わりります。

○委員長(金田勝年君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上美代君 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人国立病院機構法案に反対する討論を行います。

反対理由の第一は、この法案は国が責任を負うべき政策医療を後退させかねない内容を持つています。

独立行政法人は企業会計原則を適用すると独立行政法人通則法に定められています。独法化されると百四十四施設は、病院経営に採算性が強いられることになります。結核や難病、重症心身障害、筋ジストロフィー、救急医療などの政策医療は、人々不採算医療であり、効率化になじむものではありません。

反対理由の第二は、独立行政法人化は、国立病院の廃止や民営化を促進する危険性があることです。

国立病院特別会計には、一九九四年当時一般会計からの繰入れは二千五百八十八億円でしたが、国家財政の悪化を理由に、二〇〇二年には千二百二十二億円と半減しております。今後、独立行政法人化することで採算性や効率を優先することにより、国庫からの繰入れはさらに引き下げられます。

反対理由の第三は、独立行政法人に移行する前に、賃金職員の身分を継承する保障がないことです。国立病院には、七千五百七十三人の賃金職員が病院運営に必要な人員として働いております。定員外となっているのは、道理のない定員削減策によるものです。そもそも、賃金職員は独立行政法人に移行する前日ないしは前々日に雇用契約が途切れることとなり、新たな雇用契約をしなければ身分継承ができなくなります。ところが、厚生省は、賃金職員の身分については法人が判断す

るという態度に終始し、これまで国立病院の運営

を支えてきた賃金職員の雇用に何ら責任を持つとう

としておりません。独立行政法人が効率化を理由

に、一方的な雇い止めあるいは賃金切下げを行う

ことに歯止めがないことは余りにも重大です。

国民の命と健康を守ることは政治の根幹です。

国立病院が国民医療の担い手として、それにふさ

わしく発展することこそ政治に求められる施策で

あることを強く指摘して、反対討論といったしま

す。

○委員長(金田勝年君) 他に御意見もないよう

ありますから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

独立行政法人国立病院機構法案に賛成の方の挙

手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金田勝年君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○浅尾慶一郎君 私は、ただいま可決されました

独立行政法人国立病院機構法案に対し、自由民主

党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び社会

民主党・護憲連合の各会派並びに国会改革連絡会

(自由党・無所属の会)の西川君共同提案による附

帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

独立行政法人国立病院機構法案に対する

附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、制度の趣旨が十分發揮されるよう、その運用に万全を期すとともに、業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、独立行政法人が担うべきである。

二、独立行政法人への移行後においても、中期政策医療及び独立行政法人の経営状況を国民に明らかにすること。

三、独立行政法人への移行後においても、中期

目標の設定に当たっては、事務や事業の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価

が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、

中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員

会の委員の選任等に十分配慮するとともに、

厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了後に、業績評価を踏まえ、再編を含めた業務の見直しを行うこと。

四、独立行政法人に対する財源措置については、その経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にするとともに、政策医療が円滑に実施できるよう配慮すること。また、剩余金の取扱いについても、使途に疑念が生じることがないよう厳正と。

五、職務の困難性にかんがみ、新たに設立される独立行政法人の役員は適材適所で起用し、既得権化しないようにすること。

六、役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させ、国民の理解を得るよう努めること。また、職員の国との期間に係る退職手当の財源については、運営費交付金の中で措置されるよう検討すること。

七、各独立行政法人病院の医師の人事については、医師採用の全国公募等も考慮し、独立行政法人本部が責任を持つて行うこと。

八、独立行政法人への移行に当たっては、健全な労使関係の確立に努めること。

九、独立行政法人移行後においても、地域と協

調し、病診連携と病病連携を図り、地域の実情に応じた医療の提供に努めるとともに、各独立行政法人病院に拠点的な政策医療の機能を付加し、それを中心とする政策医療ネットワークの整備を行うこと。また、小児救急など必要な医療を政策医療に位置づけることを検討すること。

十、施設整備については、透明性・効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止する観点から、次の措置を講ずること。

1 営繕関係職員の利害関係企業への再就職のあっせんを行わないとともに、利害関係企業に再就職している元の営繕関係職員の

営業活動への対応を行わないこと。

2 談合通報の受付窓口の設置、利害関係企業職員等の利害関係者との接触の限定、入札前の事業者との接触に関するルール化

(事前届出、オーブンな場所での実施、応接記録作成)、工事予定情報の閲覧窓口の設置(営繕関係以外の部署及びウェブサイトでの公開)、営繕関係職員の幅広い人事交流の検討。

十一、計画された国立病院・療養所の再編成について、独立行政法人移行後においても、地元地方公共団体等関係者の理解を得ながら計画的かつ着実に実施していくこと。

十二、地域医療の在り方を考える中で、公的病院の在り方について検討すること。

右決議する。

午後一時開会

○委員長(金田勝年君) ただいまから厚生労働委員会を開いています。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

本日、椎名一保君が委員を辞任され、その補欠として西銘順志郎君が選任されました。

○委員長(金田勝年君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びをいたします。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省医薬局長小島比登志君外一名の政

府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金田勝年君) 多数と認めます。よつて、浅尾君提出の附帯決議案は多数をもつて本委

員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から

発言を求めておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣

○国務大臣(坂口力君) ただいま御決議のありま

した本法案に対する附帯決議につきましては、そ

の趣旨を十分尊重し、努力してまいる所存でござ

ります。

○委員長(金田勝年君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(金田勝年君) 本委員会に対する附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金田勝年君) 多数と認めます。よつて、浅尾君提出の附帯決議案は多数をもつて本委

員会の決議とすることに決定いたしました。

機器総合機構法案を議題といたします。

去る十二月五日の本委員会において「整理する」とした事項について、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣（坂口力君） 十二月の五日の参議院厚生労働委員会におきまして整理をするとお答えを申し上げました事項につきまして、その内容について御報告を申し上げたいと存じます。

医薬品・医療機器・総合機構法案につきましては、薬事法に基づく承認や命令を始めとする各種の行政措置等については、引き続き国において実施することを含め、すべての責任の所在は国にあるという基本的な考え方の下、(1)分散していた医薬品、医療機器等の審査関連業務を統合し、充実強化を図るとともに、審査の質の向上を図ること、

(2)本年三月のクロイツフェルト・ヤコブ病訴訟の和解確認書において約束した、医薬品等の安全性に関する情報収集体制の拡充強化や医療関係者等に対する情報の迅速かつ十分な提供など、安全対策の拡充強化を図ること、(3)生物由来製品・感染等被害救済制度の早期創設等、さきの通常国会において成立した改正薬事法の実施体制の強化を図ることなど、新独立行政法人の早期設立による体制の強化を目的としたものであるので、この法律の枠組みについては維持させていただきたいと考えています。

2 しかしながら、これまで御指摘があつたおり、医薬品等による健康被害に遭われた方々等の間に、新法人の運営は製薬企業等に人材や財源を依存する形となり、審査や安全対策が甘くならないか、規制部門と振興部門が同一法人にあることにより、振興部門が規制部門に先行し、被害救済や安全対策がおろそかにならないかとの御懸念があることも率直に受け止めた。

3 厚生労働省としては、これらの御懸念を払拭するため、これまでの国会審議を通じ、まず新法人の組織や運営については、(1)積極的な情報提供を行うこと、(2)就業規則、採用規程、倫理規程

等の諸規程を作成し、公表すること、(3)本省における指導監督は、医薬局、医政局それぞれが別個に行うこと、(4)新法人の組織は、健康被害救済、審査、安全、研究振興の各事業ごとに独立した組織を設置すること、(2)また、新法人の役職員に関する人事についても同様の取扱いとすること、(2)職員の採用は公募中心とし、製薬企業等からの出向者の採用は行わないこと、(3)公務員みなし規定を適用し贈収賄罪等の適用があること、(4)役職員については退職後にも秘匿義務規定が適用されること。

(3)さらに、新法人の経理については、(1)審査手数料等については実費を勘案して適正に算定すること、(2)規制部門と振興部門に係る勘定は分離すること等について御説明を行つてきましたところである。

4 独立行政法人制度は、法人の自律性を確保する観点から、国から法人への事前関与・統制を極力排し、法人の長がその運営責任を負う制度であるため、厚生労働省としてその組織や運営の詳細について現時点で確定できる内容には限界があるが、去る十二月五日の質疑を踏まえ、更に整理できる事項がないか検討し、ボイントの整理を行つた。

5 具体的には、(1)まず、新法人の組織に対し、(1)救済部門については、その業務の性格を明示するため、その名称に「健康被害救済」の文言を冠すること、(2)医薬品等による健康被害を受けた方々の代表を含めた学識経験者の幅広い意見を反映するため、現行の評議員会に相当する審議機関を規制と振興の部門ごとに設置すること、(3)新法人は、医薬品・医療機器・情報提供システムを設けること、(4)研究開発振興業務については、その一層の効果的展開を図る観点から、当該法人から分離することを将来的な課題として検討すること、

(2)また、新法人の業務に関しては、(1)各部門が業務を行うに当たっては、明確な業務分掌の下で独立した意思決定を担保できるよう、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に準じた倫理規程を定めること、(2)審査等業務については、国の委託を受け、各種の専門分野の人材から成るチームにより対象品目ごとに厳正な審査を行い、承認の最終判断は從来どおり審議会の諮問を経て国が行う。また、その結果については国が広く国民に情報提供を行うこと、(3)安全対策業務については、審査等業務を行う組織とは独立した組織において市販後に収集した副作用等情報の科学的、客観的な評価を行い、漏れなく本省のチェックを受け、国により必要な回収命令等の行政措置を講じ、その結果において国民に情報提供を行うとともに、緊急かつ重大な案件については引き続き国が直接措置を講ずること、(4)新たに実施する生物由来製品・感染等被害救済業務の業務方法書等を策定するに当たっては、被害者の迅速な救済が本制度の趣旨であることを踏まえ、救済申請者において手続に過度の負担が生じないよう十分な配慮を行うこと、(3)さらに、新法人の経理に関しては、①審査手数料についてはその算定の考え方を公表すること、②安全対策拠出金については製薬企業等の取り扱う医薬品等のリスクに応じた算定を行うものとし、その考え方を公表すること、(4)その他、製薬企業等の元従業員の新法人への就職と新法人の役職員の退職後の再就職について、業界との癒着が起こらないよう厳格に対応するため、国家公務員に対する離職後従事制限の例を勘案し、就業規則等において一定の制限を行うこと等について、今後、新法人が適切に措置できるよう、細部についての更なる整理を行うこととし、今後の具体化に関しては、その措置状況について的確に

害救済制度に関しては、(1)現在の医薬品副作用被害救済制度については、従来どおり、その着実な実施を図ることはもちろんのこと、より一層横断的な制度の周知を行うとともに、(2)新たに実施することとなる生物由来製品・感染等被害救済制度の円滑な開始が図られるよう、生物由来製品の特性を踏まえた十分な配慮を行ふことといたしました。

7 以上を踏まえ、これまで示された御懸念について誠意を持って対応することといたしたいとの申し上げる次第である。

○委員長（金田勝年君） これより質疑を行います。

○山本孝史君 民主党・新緑風会の山本孝史でございます。

大臣が今整理された事項をお読みをいただきまして、今日のこのテーマに入る前に、たくさん薬害被害者の皆さんも傍聴に来ておられますが、若干お許しをいただきまして、今、立法府に対して適切な措置を求められている事項が最近の裁判として二つ示されたということを私は理解をしております。一つは在外被爆者に対する被爆者援護法の適用の問題、もう一つは在宅の障害者に対する投票権をどう確保するかと、いう問題でござります。

この在外被爆者の問題については、今日も大脇委員が御質問されましたし、昨日の衆議院の厚生労働委員会でも多くの委員の方々が御質問をされおられたところでございます。大臣も判決文を読んでみてとおっしゃいました。私も読んでいたところにございました。大変に厳しい判決をいたいたと

いう、こういう御認識をお示しになつたわけですが、どういう意味で厳しいというふうに受け止められておられるのか、率直な大臣の今の受け止めをお伺いをさせていただきたいと思います。

まして感じることは、やはりその全文の中に広がっております裁判官の意思というものがトータルで見て非常に厳しいものであるというふうに思いましたことと、それから、この法律には不備があるということを指摘になっている、そのことはやはり重く受け止めなければならないのではないのかというふうに考えている次第でございます。

○山本孝史君 トータルで厳しいという部分は、行政に対してもしかりをいただいたということでお厳しいと、こう最高責任者としておつしやつておられるんだと思います。

私もこの委員会で何度か大臣に御質問もさせていただき、大臣御自身も問題の重要性を受け止められて、当事者の方々と何回かお会いをいたしましたし、また昨年は厚生省内に自ら検討会を作りになつて、十月にはその検討会の報告も一定のところ出たというふうに私も承知をしておりました。

私はこの法律の判決を読んでおりまして、大臣は厳しいと、こう受け止められたということでおざいますが、私はなるほどもつともだと、こういふように受け止めました。それはもう皆さんも御承知のとおり、繰り返しになって恐縮でございますが、いつたん日本国内において被爆者手帳をもらつてこの法律に基づく給付を受けた者が日本国外に出た途端にその手当を打ち切られるということについて争つたわけですが、この法律の中には手当を打ち切るという事項は書いてありません。その中で、にもかかわらず、これまで厚生労働省は様々に法律を運用してきた。自分たちはこういう理屈でもつてこの法律を作つたんだという様々な言い方をしてきた。立法者の意思是ここにあつたはずだ、あるいはほかの制度はこうやつていて、税金でやつているものはこんなふうにはなつていいないと、こう様々理屈を立てられたわけですから、そのすべての理屈について裁判所、大阪高裁はそれは当たらないんだということで退けているということです。

簡略に申し上げれば、要は、法律の意思が、立

法者の意思があつたとしても、一般の人に対するのは相当ではないと、こう書いてあるわけで、ここに不備はある中で仕事をしなさいと。法律に書いていないものを、こういう意思だったからということじやないかというふうに思います。

言わば法治国家でございますから、法律というものは守らなければいけない。自らがやはり読めるのはその文面で読めということであつて、文面にないことを勝手にやってはいけないと、こういう判決は言つていると私は理解しておりますが、大臣、そういう認識はお持ちになりませんでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 国の方は今まで、この法律が、原爆二法が成立いたしましたときの経緯等を紹介をして、そしてそのときの政府委員はこのように答弁をしている。あるいはまた、中には修正案が出て、それを否決をしたりもしている。すなわち、諸外国に日本から出られた人については、だからそれは当てはまらないといふ意味を持つてこの法律を作つたと、こういふように受け止めました。それはもう皆さんは御承知のとおり、繰り返しになつて恐縮でございますが、いつたん日本国内において被爆者手帳をもらつてこの法律に基づく給付を受けた者が日本国外に出た途端にその手当を打ち切られるということについて争つたわけですが、この法律の中には手当を打ち切るという事項は書いてありません。その中で、にもかかわらず、これまで厚生労働省は様々に法律を運用してきた。自分たちはこういう理屈でもつてこの法律を作つたんだという様々な言い方をしてきた。立法者の意思是ここにあつたはずだ、あるいはほかの制度はこうやつていて、税金でやつているものはこんなふうにはなつていいないと、こう様々理屈を立てられたわけですから、そのすべての理屈について裁判所、大阪高裁はそれは当たらないんだということで退けているということです。

したがいまして、その判決を受けて今後どうするかといふことにについてこれから十分検討をしていきたいといふに思つております。

○山本孝史君 同じ文章を読んでいるわけですか

ますけれども、ここにはつきり書いてありますよ。明文の規定を置かないで解釈にゆだねたといふのであれば、それは立法過程における不備も言うべきものであり、そこに立法者意思として

とらえるべき積極的意味合いを持たせるのは相当ではないと、こう書いてあるわけで、ここに不備をするべきではないと思いますし、そして法律が不備だとおっしゃるのであれば、外国におられてもそんなに難しいことではなかつたはずだと、それを書かなかつたところに言わば国の側の落ち度があるんだというふうに言つていると思うわけですね。

これまで、この法律を読めば当然、日本において被爆者健康管理手当をもらった人が外国へ出たらもらえないくなるとどこにも書いていないことをなぜそうするんだということで裁判が起こされ、今も外国人におられる森田さんであれ、あるいは倉本さんであれ、皆さんが裁判を起こされておられる。いや、国はこうだつたと言いつても、法律はそうは読めないので、そんな勝手なことをやつちや駄目じゃないかと。

ここに来て、まだ自分たちがこうやって法律を整備しなかつたことを言わば棚に上げて、それがそのままつままだ、いやいや、私たちはこういうふうに言つているんだといふことを言い続けて上告をするということは、私は、国の姿勢として少し子供っぽいといいますか、大人げない話だと思ふんです。そういう意味で、上告をすべきではないと思いますし、整備をしなければいけないと。不備であると、こう言われたのですから整備をしなければいけないと、こうなるんだと思いますが。

整備をするというときに、もう外国におる方は適用されないんだという明文規定を置く整理の仕方であれば、いやいや、これまでこうやって争つてきて、国がこれまでこんなに落ち度があつたという中において、今後はちゃんと外国におられる方もあれば、いかにや、これまでこうやって争つてきて、國がこれまでこんなに落ち度があつたといふふうにちゃんと書かなければいけないと。それらの選択肢の中でどのようにこの問題を決着をするかということについて、私の考えもちらを向いて直すかという直し方というのは、それは論理的には存在するといふうに思つております。それらの選択肢の中でどのようにこの問題を決着をするかということについて、私の考えもまとめつござりますが、他の関係省庁ともこれによくお話ををして、そして決定をしたい、そのように思つております。

○山本孝史君 判決文は極めて明瞭に書いてあると思いますので、是非適用するという方向で私は法律を整理をしていただきたいということを重ねてお願いを申し上げます。

それでは、本日の医薬品機器の法案の質問に入りたいと思います。

大臣に整理をしていかなければいけない事項があれやこれやとあって恐縮でございますが、

前回、先週の木曜日の質疑の中で、自ら考え方を整理して、そしてその考え方を持って薬害被害者の皆さん方とお会いをして意見の交換もしたい、こういうことでございました。したがいまして、今日、整理をしていただいたというところで一つお約束を果たしていただきました。もう一つの御発言の中でのお約束でございます、こういった内容をもつて薬害被害者の皆さん方と、あのときは年内にもとおっしゃいましたけれども、年内、お忙しいでございましょうがお会いをする、そういう機会を作つていただけるのだろうかというところでお気持ちをお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○山本孝史君 ありがとうございます。ずっと厚生労働大臣を続けてくださいますようにお願いを

して、そしてその考え方を持つて薬害被害者の皆さん方とお会いをして意見の交換もしたい、こういうことでございました。したがいまして、今

約束を果たしていただきました。もう一つの御発言の中でのお約束でございます、こういった内容をもつて薬害被害者の皆さん方と、あのときは年内にもとおっしゃいましたけれども、年内、お忙しいでございましょうがお会いをする、そういう機会を作つていただけるのだろうかというところでお気持ちをお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○山本孝史君 できれば、この国会が休会になりました間にお会いをさせていただきたい

予定もございましょういたしますから、そこ

はよく相談をさせていただいて決定をしたいと思ております。

○山本孝史君 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。年末で予算編成でいろいろな懸案を抱えておられるお忙しい中だと思ひますけれども、是非そういうお時間をお取りをいただきたいと思います。

そうおねだりばかりするなよと怒られるかも

されませんが、法案がこれで成立をいたしました

後、十六年四月の独立行政法人の機構が発足するまでまだ整理をしていかなければいけない点

があるうというふうに思つております。そういう

中で、いつというふうには申し上げませんけれども、骨格が決まつてしまひましたような

機会も併せて是非お持ちをくださいますように、これまたお願ひでございますが、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) そういう機会がございましたら、また持ちたいというふうに思つております

本当に、御自身のお気持ちの中で、あるいはこんな現場を見てこられる中で、あるいは血液センターの所長さんとして薬害エイズの問題等についても大変に深い見識、広い見識を持って真摯にお取り組みをいたいでいるということを私も感謝申し上げ、敬意を表する次第でございますが、この今日お読みいただきました中で二、三、少し分かりづらい部分がありますので、もう少しお言葉を足していただければと思つております。

最初の点は、四ページにござります、「医薬品等による健康被害を受けた方々の代表を含めた学識経験者の幅広い意見を反映するため、現行の評議員会に相当する審議機関を規制と振興の部門ごとに設置する」と、こう整理をいたいでいるのですけれども、これはどういう形で、例えて申し上げれば「理事長さんとどういう関係でつながつていてどういうお仕事をされるのか、受動的なか能動的なか、その辺がちょっと分かりにくいのですから少しお言葉を足していただければと思います。よろしくお願いします。

○国務大臣(坂口力君) この②に書いております

言葉、これは理事長の下に審議機関を置くことは

当然だというふうに思いますけれども、その中で

様々な問題を、独立行政法人の中の様々な問題を

ここで審議検討するというのではなくて、ここは審議会を二つに分けて、そして規制問題は規制問題として審議をしていただく、それから振興の問題として審議会を作つて

そこで御議論をいたぐと、その方が明確

にそこは整理ができるのではないかというふうに思つている次第でございます。

したがいまして、今までのこの委員会等の御議論におきましては、審議会を作るということのお約束は申し上げていたわけでございますけれども

ふうに書き、そしてこのようにさせていただきました。本当に、御自身のお気持ちの中で、あるいはこんな現場を見てこられる中で、あるいは血液センターの所長さんとして薬害エイズの問題等についても大変に深い見識、広い見識を持って真摯にお取り組みをいたいでいるということを私も感謝申し上げ、敬意を表する次第でございますが、この今日お読みいただきました中で二、三、少し分かりづらい部分がありますので、もう少しお言葉を足していただければと思つております。

も、それを一応分離をして審議をするということにした方が皆さん方の御要望におこたえをすることになるのではないかというのでここはこういうふうに書き、そしてこのようにさせていただきました。

○山本孝史君 審議会といったもので理事長に直属をしていると、こういう御説明でございます。

その折に、国の審議会などですと厚生労働大臣が諮問をして審議会が答申をすると、こういう形になってしまいます。したがって、諮問をしない限りはその審議会は開かれないと動かないといふことになるんですね。

私がもう少し審議会の側から能動的な働き掛けが機構の側にある、その窓口になつてもいいのではなかろうか。ここに「健康被害を受けた方々の代表を含めた学識経験者」と書いてございます。例えば、薬害の被害者の方あるいは薬害が起ころうようにということで様々、医療現場であれあれば、理事長さんとどういう関係でつながつていてどういうお仕事をされるのか、受動的なか能動的なか、その辺がちょっと分かりにくいのですから少しお言葉を足していただければと思います。よろしくお願いします。

○国務大臣(坂口力君) この②に書いております

言葉、これは理事長の下に審議機関を置くことは

当然だというふうに思いますけれども、その中で

様々な問題を、独立行政法人の中の様々な問題を

ここで審議検討するというのではなくて、ここは

審議会を二つに分けて、そして規制問題は規制問題として審議をしていただく、それから振興の問題

として審議をしていく一つの端緒にもなり得るのではないかと、こんなふうにも思つておりまして、是非そんな扱い方とい

ましようか、そんなイメージもできないんだろうかと思うんですが、大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(坂口力君) まだそこまで具体的に私

も考えておりませんし、また私自身が考えること

のなかそれともその理事長が考えることなのか

ということともございます。

確かに、一方的に、法人の方方がこういう問題があるからひとつ審議をしてほしいということが今

までの審議会では多かつたというふうに思いますけれども、それから今御指摘になりましたよう

に、委員の中のどなたかが、いやこういう問題が発生をしているからひとつ一遍これは審議をかけてしまいといったようなことを、多分この審議会できましたら審議機関の長になる人がいるはず

でありますから、その人に提案をしていただく。その長の人がひとつこの法人に対しまして、こう

ができましたら審議機関の長になる人がいるはず

でありますから、その人に提案をしていただく。その長の人がひとつこの法人に対しまして、こう

ができましたら審議機関の長になる人がいるはず

でありますから、その人に提案をしていただ

く。その問題があるから是非一遍これは議論をした方

がよろしいんじゃないでしょうかというようなお話をいたぐかというようなケースは、それは当然あるだろうというふうに思います。

○山本孝史君 機構というものがクローズドされ

たシステムではなくて、社会とあるいは市民の側と常につながつてているという中で、そこにパイプがあるといいましょうか、そういうつながりがある

ということがやはり私は非常に重要なんだろう

と思っています。

それで、どういう仕事をしているかということ

が分かりやすいか、あるいはどういう仕事をして

もらわなければいけないかという期待を向けて

やつていただく中で、前回、現理事長の宮島さん

にお越しをいただいて御感想等々をお聞かせをい

ただいたんですが、私はある意味において、

ひょつとすると、この新機構の理事長は医薬局長

がそのままやる方が信頼が得られるのかもしれない

といふいうぐらいの実は思いがしました。

大変に、新薬の承認であり、あるいは副作用被

害の拡大防止であれ、大変重要な役割を担つて、ある意味では非常にリスクの高い仕事をしてもらわなければいけない。そこは製薬業界とともに

もう一つ、国民の側から見てこの機構がうまく機能しているのかどうかというのを評価するのには、独立行政法人でございますので評価委員会とあります評価委員会が評価をし、更にその上にあります総務省の政策評価委員会でしたら、が評価をされるということで二重になつてゐるわけですけれども。

そうしますと、度々これも独立行政法人の問題点として指摘をされております省庁の中に置かれているのでは少しチェック機能としては劣るのではなかろうか、こんなことも考えておりまして、そういう意味で評価委員会のメンバーと重なつてお答えいただけると思いますが、何らかの配慮をされることは論をまちません。○國務大臣(坂口力君)この独立行政法人の評価委員会におきましては、各法人の業務内容に応じた適正な評価が実施できるよう、これは幅広い分野から適切な委員を選任をして構成をしていくことが必要であることは論をまちません。○山本孝史君 そういうふうに理解をいたしておりますが、それについてお答えしておきます。しかし、一人でもその中に重なつていたら駄目なのかということになれば、たまにはそういうこともあります。しかも私は分からぬといふに思います。しかし、原則的には別の審議会であるといふ理解をいたしております。

○山本孝史君 そうだというふうには思いますが、国民の側から見て、評価委員がこういう方でいらっしゃるから正当な評価をしていただいているんだと、つまり信用できるようなそういうや人はり人選というものもしていただければと思つております。

それから、今回のこの法案審議を通じて、製薬企業からのお金も人も来るので、そこの癒着関係

をちゃんと断ち切るということが大切なんだといふことは、それから、せっかく分離をしてしまつたこの研究開発振興業務を再び同じ組織の中でやりますのはどうなんだろう、こういう提起を各委員が申し上げ、また大臣もそれを受けて今日のようないい整理をしていただきたいと思います。

私は、この分離問題については遅くとも新機構が発足をするまでにその具体的な方針というものを明確にしていただきたい、このように思つております。○國務大臣(坂口力君)この研究開発振興業務につきまして、市場性に乏しい疾患に関して医薬品の研究開発の公共性でありますとか、あるいは高リスクを有する医薬品の研究開発への公的な支援の必要性などを考慮をしまして、国の一定の関与がある独立行政法人で行う方が適当であると。業務を分離する場合には、医薬品の研究開発や委託先の選定等を行つて足りる十分な能力がある法人に移行する必要がある、こういうことが一つ前提になつてゐるといふに思います。

それで、そういうふうにしたいという意思表示をここに示したわけでございますが、しかし、それが受け入れる側の独立行政法人ができないことには、これそちらへ行けないわけでございますのと、ここは明確に書くことがなかなか難しかつたので、できましたならば、そちらの方に移行をさせるということです。そういう御議論もありましたよ。ただ、それぞれが医薬局の方からの指導を受けた形になつてますので、医薬局という中においては同じようにこの審査も安全もあるわけですね。

ただ、私いろいろと薬害問題を考えてきて、でも薬つて元々安全なものはないという考え方でいけば、審査の段階はまだフェーズⅢで、そして安全の段階がフェーズⅣだというか、という形で

て分離をするという方向性を明確に今もしていだいたと思つておりますので、そのように取組をだいたいと思つておりますので、そのように取組をしていただきたいと思います。

それから、恐れ入りますが、局長、ちょっと質問告していないので恐縮なんですが、申し上げたのは、この書きぶりが「研究開発振興業務について」は、その一層の効果的展開を図る観点から、当該法人から分離することを将来的な課題として検討すること」と、こう書かれておりますので、私は、この分離問題については遅くとも新機構が

ページの先ほど読みました中段の辺りも、「新法の業務に関しては、」各部門が業務を行うに当たっては、明確な業務分掌の下で、独立した意志決定を担保できるよう、国家公務員倫理法及び国公務員倫理規程に準じた倫理規程を定めること」と、このように書いてございます。

四つの部門が救済とその審査と安全と研究開発とこうなつていて、その規制とおつしやつてある部分は安全の部門とそれから審査の部門と、これを合わせて規制とおつしやつてあると思うですが、どうなんでしょう、研究振興の部分はやがて切り離されるとして、そうするとこの審査という部分とそれから安全という部分と、これもこの委員会の中で何回か議論がありまして、この間での人、金、物のやり取り、情報のやり取りがあつたりすると、その審査をしている、にもかかわらず安全の側がどう対応するのか。

言つてみれば、この安全の側からすると、審査の方で審査してきたものが安全じゃなかつたじやないかと、こういうのもなかなかつらい話だらうし、この二つの関係をどう考えるかというのがこの委員会の中でも実は整理し切れなかつた部分だと思いますけれども、連携を持つてやつていかなきやいかぬ面もありますし、私の局には審査管

理課と安全対策課がありまして、なかなか両方とも難しい局面を迎えるときがあるんですが、やはり医薬行政のある意味じや車の両輪みたいなところがありまして、そこをきちっとそれぞれ独立した部門としてやっていきながら、なおかつ有効な連携をするにはどうしていいらしいかということがあります。そこをきちっとそれぞれ独立しておきますことは、もう少し検討したり摸索したりということです。

○山本孝史君 預算を査定する方と予算をもらう方の、今、財務省とそれから厚生労働省と、こうおつしやいました。そういう一定の緊張関係がや

考へれば実は一体として考えられるということもあるんですが、しかしながら、今この公務員の倫理規程と、こう書いてありますので申し上げたのは、この審査と安全という部分をどう位置付けていくのか、どう整理をしてこうとしておられるのか、そこをもう少しお聞かせをいただければと、いろいろとこう書いてござります。四ページの先ほど読みました中段の辺りも、「新法の業務に関しては、」各部門が業務を行うに当たっては、明確な業務分掌の下で、独立した意志決定を担保できるよう、国家公務員倫理法及び国公務員倫理規程に準じた倫理規程を定めること」と、このように書いてございます。

四つの部門が救済とその審査と安全と研究開発とこうなつていて、その規制とおつしやつてある部分は安全の部門とそれから審査の部門と、これを合わせて規制とおつしやつてあると思うのですが、どうなんでしょう、研究振興の部分はやがて切り離されるとして、そうするとこの審査という部分とそれから安全という部分と、これもこの委員会の中で何回か議論がありまして、この間での人、金、物のやり取り、情報のやり取りがあつたりすると、その審査をしている、にもかかわらず安全の側がどう対応するのか。

言つてみれば、この安全の側からすると、審査の方で審査してきたものが安全じゃなかつたじやないかと、こういうのもなかなかつらい話だらうし、この二つの関係をどう考えるかというのがこの委員会の中でも実は整理し切れなかつた部分だと思いますけれども、連携を持つてやつていかなきやいかぬ面もありますし、私の局には審査管

理課と安全対策課がありまして、なかなか両方とも難しい局面を迎えるときがあるんですが、やはり医薬行政のある意味じや車の両輪みたいなところがありまして、そこをきちっとそれぞれ独立しておきますことは、もう少し検討したり摸索したりということです。

○山本孝史君 預算を査定する方と予算をもらう方の、今、財務省とそれから厚生労働省と、こうおつしやいました。そういう一定の緊張関係がや

はり審査と安全の中も要るのだと思います。

そこは倫理規程とお書きいたいでいるので、会つてはいけないということをするのか、会食をしてはいけないと、普通の国家公務員倫理規程ですと幾ら以上の物をもらつたら云々と、こういふ話をしているわけですが、業者の間には当然そういう話になりますが、一つの機構の中では部門単位で倫理規程を設けるということです。で、どのような形に設けられるのかなど、こう思つたところもありましたのでお聞かせをいただきました。

それから、いろいろとお聞きをしたい部分がありますが、副作用情報の市民の側への提供というものをどう考えるかということなんですが、被害者の皆さんからいろいろと提起されました問題あるいは安全性情報等が医療機関に届きましたが、商品名ではなくて一般名で来るものだから、対応が悪いと。副作用情報のパンフレットをお作りいたいでいるんですが、それも商品名ではなくて一般名で書いてありますので分かりにくいくて、こんな御指摘もございました。すべて国に守つてもうということはなかなか難しい話で、やはり市民の側も自らが飲んでおりまでも、なかなか、商品名ではなくて一般名で来るものだから、対応が悪いと。副作用情報をパンフレットをお作りいたいでいるんですが、それも商品名ではなくて一般名で書いてありますので分かりにくいくて、こんな御指摘もございました。すこしのリスクも同じようにやはり社会全体が負つていなければいけないんだろうと私は思っています。

その意味で、例えは今度いろいろな情報の提供業務をこの機構が行われるわけですから、使用者側の、すなわちユーチューバー側から、コンピューター、インターネットの端末をたたいて、例えは自分が飲んだ薬をたたくとその薬の内容であれ成分であれ、あるいは副作用であれといつたような情報が出てくるといったようなシステムをお作りいたいてもいいのじやなかろうか。あるいは、例えは薬を飲んだ、それで皮膚が赤くただれるとか、あるいは発熱をするとか、あるいはどこかが痛くなるとかいろんな副作用に準じた状態があ

れば、そういうものをたたいていくとクロスしてきて分かつてくるというような、患者が、市民が自らの健康と命を守れるようなシステムを是非作つていただく、そのためにはやはり商品名での提供というのは大変重要なポイントじやなかろうかと思つてゐるのですけれども、この点はいかがでございましょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 現在の医薬品機構におきましては、医薬品情報提供業務の一環として消費者相談室を設け、電話を通じまして国民一般からの商品名などによる医薬品に関する質問にもお答えをして、必要な情報提供を行つております。

また、医薬品機構のホームページにおきましても、医薬品の商品名ごとの添付文書情報、重篤な副作用症例の情報が閲覧できるようになつておりますが、今回の改正独立行政法人の設立に伴いまして、ここに一層、情報を提供する質、量を拡大をいたしまして、さらにインターネット等のIT技術を活用いたしまして、新法人で収集が行われました副作用報告症例のすべて整理されたものは提供していく、それから、緊急安全性情報あるいは医薬品の添付文書の改訂情報及びその根拠としたものを、国民の皆様が分かりやすいように分析をすると様々な言葉遣いをしておられますので、一体、副作用情報についてこの機構の中でそれはどう扱われて、今使つたような言葉をどう説明するかですが、どうやつてどう対応していこうとしているのか、もう一度この言葉の定義も含めて御整理をいただきたいと思います。

○政府参考人(小島比登志君) 大臣の方から安全対策業務につきましての御答弁を申し上げました。

○山本孝史君 これも質問通告していないので恐縮なんですが、薬害エイズの事件のときに、外

文献でこう扱われているじゃないかという御議論を聞いて、実はなかなか文献を読む人もいないんだ

とか、ドイツ語で書いてあるので、ドイツ語を読める人がいなくてねという話をして笑い話にもな

りましたけれども、今、だから、自ら調査をす

る、自ら情報を集めるということの中に、そうし

た外国で起きていることですとか様々な情報、C

DCTなどの程度やり取りしておられるのか知りま

せんけれども、そういう情報収集するとい

う仕事もその機構の側がやつていくんでしょうか

何か上がつてきたものを補足する意味で調査をす

ることもありますけれども、自ら、上がつ

てこなくとも、何か起こつてているんじやないかと

いうアンテナを張り巡らしていくという仕事もこ

の機構の方の仕事と、こう理解をしてよろしいん

でしようか。

○政府参考人(小島比登志君) 外国等の文献を集めるというのは大変重要なことだと思っております。

○政府参考人(小島比登志君) そして、厚生省内には危機管理の委員会がございまして、研究機関等々が集まりまして協議もしてお

ります。

○山本孝史君 このごろ何でも情報公開という流れの中で、とにかく量が多くなければならないという形の情報公開をするところもあつたりして、それではかえつて情報が混亂するだけで、きちんと欲しい情報にアクセスできるようデータベースも構築をしていていただく、デザインしていただくということも重要だと思つていまして、今、商品名などで、こうおっしゃいましたけれども、是非そのことも検討に入れてやついただきたい。

○政府参考人(小島比登志君) 同時に、これは私が言うことではないかもしれません

ませんが、自分が飲んでいる薬が何だと分かると

急かつ重大な情報を抽出し、行政的な検討を加え

まして安全対策を実施していくということでござ

ります。

○政府参考人(小島比登志君) 機構におきましてどうするかということでござ

いますが、これは機構部門がどのくらいの規模

で、また財政的な裏付けができるかということに

りますが、できるだけ貴重な戦力として自ら收

集に当たれるような体制も検討してもらつていいたいということで、機構の方にお願いといいますか、指導をしてまいりたいと考えております。

○山本孝史君

いかに早くやはり外国で起きているそういう副作用被害といましようか、あるいはこれからは感染症の、未知の感染症もいろいろ出てくるでしょうし、そのような意味で、どれだけアンテナを張り巡らせておるかという点は大切で、厚生省でもなかなか厳しい部分はこれまで薬害が発生するたびに指摘されてきたところですから、機構の中でどういうこともおっしゃつておられます。できるだけ、そこも予算等もありましたけれども手厚くしていただきたいと、こう思つております。

それで、今も若干申し上げました、感染症と、

こう申し上げましたけれども、今後、医学が進歩をしていく中で、恐らく再生医学というものももっと進歩してくるのだろうと思つています。その中に、細胞とかあるいは組織というものが医薬品あるいは医療用具として承認されて市販されて使われるという、こういうケースも増えてくるんじゃないかと思つますけれども、そういう場合に起きた感染被害を救済の対象とするのか。もちろん、市販されていれば対象となるのか。もちろん、大学等の附属研究所等しあげけれども、例えば、大学等の附属研究所等あるいは大学の横に今言わば一種ファクトリーのような形になって再生医学をやつておられて、そこで組織、細胞を培養したりするものを治療に使うというケースも増えてくると思つておりますが、どういったもの今までが感染被害の対象になつてどういったものはならないという、どういう仕分をそこでされるんでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 御指摘のように、今後、再生医学が進歩してまいりまして、いろんな生物由来製品が出てくるんではないかというふうに考えられるわけですが、基本的には薬事法上の医薬品、医療用具に該当いたしまして、かつ生物由来製品としての指定を受け、それで製造又は輸入の承認及び許可を取得された上で市場に流通

するものと、そこから生じました感染被害が本制度の救済対象というふうになり得るというふうにはこれからは感染症の、未知の感染症もいろいろ出てくるであります。しかしながら、この場合は、機関の中では、何が何でも、残念ながら、組織パンクですか組織の収集等についての倫理規程の整理をしておられますけれども、法的な整備がない。今、研究現場であれ、あるいは企業サイドであれ、もう少し人体組織が実験なり開発なりに使えないだろうかというような声も一杯いただいているわけですけれども、何らかの法的整備は必要だと思つますが、そういう中で、どうしても未知の感染症を防ぎ切れない部分があると、こう思つていただけであります。

それで、私はこの救済機関(元々この医薬品副作用被害の救済機構が、サリドマイドであれ、あるいはスマソンであれといった薬害被害を基にして救済基金が作られて、製薬企業からの拠出金で寄附を行つていて、こういう形になつているわけですから。もしかしたら、前回の質問でも申し上げましたように、薬の副作用の、あるいは感染症の被害をやはり一製薬企業といいましょうか、造つた製造者が負担をさせるというのは無理があるので、ただに負担をさせるというのではなく、公費を投入なからうかと、こう思つていますし、公費を投入してもやはり社会全体でリスクを負うという姿勢を示すのは決しておかしいことじやないと、こう思つてます。

○山本孝史君 質問時間がなくなりますので、最後の幾つかのお願いと指摘をして終わりたいとおもつて、今、事務費だけですけれども、公費投入してもやはり社会全体でリスクを負うという姿勢を示すのは決しておかしいことじやないと、こう思つてます。あわせて、この救済機構が何か今までとはねてしまう、あるいは対象外だというだけの話で思つてます。

薬害のエイズの事件をずっと追いつけておりまして、日本の歴史の中になぜこう薬害が繰り返し起こされるのだろうと、こう思つてまいりました。今度新しい機構を作られるというのは、システムとして起こさないということを考える一つの大変重要な絶好の機会だつたと、こう思つておりますけれども、しかしそれだけですべてがどうも起つてます。そういう意味で、機構を一つ作ったからといって、薬害の被害の拡大が防げないと、こう思つてます。その教育をしていくといふ総合的な取組がないかという問題。それから、申し上げました薬の使用に関する市民教育、学校教育なりあるいは社会人教育として、薬をどう使うのかということについての教育をしていくといふ総合的な取組がないと薬害の被害の拡大が防げないと、こう思つてます。そういう意味で、機関を一つ作ったからといって、どういうことではないということを是非肝に銘じていただいて様々に取組をしていただきたいと、こう思つてます。

冒頭の質問に戻れば、是非在外被爆者の問題も思つておりますし、それで、先ほど障害者の在宅投票制度について整備すべきだと申し上げました。ALSの患者さんの問題も気にしておりま

りまして、薬害の再発プロジェクトを作つていろいろと提案もさせていただきました。今回問題になりました優先承認の在り方といいのではなかろうかと、こう思つてますけれども、そういう整理をしていただけないでしょか。もう一度確認のために伺ひします。

○政府参考人(小島比登志君)

新法人におきます副作用被害及び感染被害の因果関係等の判定に当たる場合は、申請者に対しまして、被害原因とされる薬品又は生物由来製品の使用の証明書、現在の疾病等に係る主治医の診断書といったもの提出を求めております。しかししながら、特に感染被害の判定に当たりましては、申しあげました薬の使い方を知られないまま医療現場に出てることを何とかしなければいけないんじやないかと、こう申しあげましたルートの特定が困難な場合も想定されるところでございまして、こうしたケースにつきましては、ございまして、こうしたケースにつきましては、必要な資料につきましては、その性質上、申請者がその責任を持つべきなのか一定の整理が必要だと思つてます。

それで、私はこの救済機関(元々この医薬品副作用被害の救済機構が、サリドマイドであれ、あるいはスマソンであれといった薬害被害を基にして救済基金が作られて、製薬企業からの拠出金で寄附を行つていて、こういう形になつているわけですから。もしかしたら、前回の質問でも申し上げましたように、薬の副作用の、あるいは感染症の被害をやはり一製薬企業といいましょうか、造つた製造者が負担をさせるというのは無理があるので、ただに負担をさせるというのではなく、公費を投入なからうかと、こう思つていますし、公費を投入してもやはり社会全体でリスクを負うという姿勢を示すのは決しておかしいことじやないと、こう思つてます。

○山本孝史君 質問時間がなくなりますので、最後の幾つかのお願いと指摘をして終わりたいとおもつて、今、事務費だけですけれども、公費投入してもやはり社会全体でリスクを負うという姿勢を示すのは決しておかしいことじやないと、こう思つてます。あわせて、この救済機構が何か今までとはねてしまう、あるいは対象外だというだけの話で思つてます。

たが、私の地元の大坂府の茨木市で知的障害者の方が同じように投票ができるということと、投票所に行けないことで投票ができないということで訴訟を起こされおられます。この判決が十二月の二十日に出るというふうに聞いておりまして、恐らく同じような判決が出てくるのではないかろうかと思っています。

障害者の方たちの投票権、参政権を保障するということは、ノーマライゼーションということです、来年から障害者基本計画の見直しあるいは障害者プランをお作りになる中でノーマライゼーションの表れの大変重要な課題であると思つておりまして、厚生労働省の所管でないことは承知をしておりますけれども、障害者全体の問題は内閣全体の問題で取組をしていただいていることですから、是非。来年の統一地方選挙に間に合わないのかもしれません。しかし、各自治体でそれぞれが独自に巡回投票するなり、あるいは在宅投票の道を開くということもあってもいいのじゃなかろうかと、こんなことも思つておりまして、早急に検討してくださるようにお願い申し上げ、重ねて、被爆者の問題については上告をなさらないで、しつかりとした制度をお作りいただくという方向で法律の整備をしてくださりますようにお願いをしまして、質問を終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

八十一名もの副作用被害の死者を出した抗がん剤イレッサについて、改めてお聞きしたいと思います。

八月十九日にアストラゼネカがFDAに対して生存率に有意差がないという情報を報告していたと。前回の質疑で、医薬局長はこのことを厚労省の担当部署は承知していたといふに答弁されていますが、厚労省の担当部署とはどこで、そして情報を得たのはいつか、お答えいただきたい。

○政府参考人(小島比登志君) 情報を受けた部署は、医薬品審査管理課と医療機器審査センターというところで情報を受けたということでござ

ざいます。この時期は、アストラゼンカ社が発表いたしました八月十九日、日本時間に直しますと二十日ということにならうかと思います。

○小池晃君 局長には報告は上がったんでしようか。

○政府参考人(小島比登志君) それは聞いておりません。

○小池晃君 これ、重大だと思うんですよ。イレッサの保険適用を決定した中医協総会というのは八月二十一日なわけです。ですから、前日に厚労省は、この重大な情報が審査管理課、審査センターには届いていたが、その翌日に保険適用を決定して薬価収載したということなんですね。

私の手元に、この問題になつて生存率に有意差はないというレポートがございます。二種類の第三相試験の結果なんですが、一つは対象者千九十三名のインタクト1、もう一つは対象者千十七名のインタクト2です。いずれも大規模なこれは調査であります。

これを見ますと、インタクト1では、平均生存期間が、これはプラシーボ投与の場合が十一・一ヶ月、二百五十ミリグラムで九・九か月、五百ミリグラムで九・九か月。これ、有意差はないと言えますが、よく見ると、平均値だけ見れば、むしろ投与群の方が、投与した方が平均生存期間は短いわけです。それから、インタクト2を見ますと、プラシーボで九・九か月、二百五十ミリグラムで九・八か月、五百ミリで八・七か月ですか

ら、これも同様に投与した方が短いんですね、生存期間は。私、いずれの場合もこれ二百五十五ミリと五百ミリを合わせれば有意差はあるんじゃないかなと。これが、認められなかつたというふうに聞いております。

一方で、我が国では、他の抗がん剤を用いても

効果がなかつた患者に対しましてイレッサ錠を単独で投与して腫瘍の縮小等の効果が認められたこ

と評価したものでございまして、御指摘の臨床

試験とは対象となる患者、用法が異なることか

ら、我が国では承認内容に影響を与えるものでは

ないということで承認取消しはしなかつたという

ことでございます。

○小池晃君 しかし、この試験は第三相試験な

けです。第三相試験について言えば、有害事象についての報告はほかにもありますけれども、有効性を検証したものはこの試験しかないです。

今、局長がおっしゃったのは第三相試験ではありま

せんね。セカンドステージ、セカンドフェーズの試験じゃないですか。第三相試験の結果が出て

いる、有効性の結果が出てる報告はこのインタクト1、インタクト2、これだけじゃないですか。この点について確認していただきたいと思

う。

○政府参考人(小島比登志君) 私が理解がで

来ていたんであれば、これは私は医薬局として、保険局に対しても重いことだと思って、ちょっと待つべきじゃないかと言つて当然だと思ふんです。

ところが、それなのに、審査管理課から情報があ

るに上がっていない、そこにとどまつてたと。これは極めて重大じゃないですか。医薬局長、どうですか。こういうやり方に問題があると思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 当時の医薬局は、このアストラゼンカ社が適用を拡大することを承知をしておりました。

本臨床試験は、アストラゼンカ社が適用を拡大する目的で、抗がん剤を初めて投与された患者に他の抗がん剤とイレッサ錠を併用してイレッサ錠の上乗せ効果を評価しようとしたものであります。その結果が延命効果、先生御指摘のように、いろいろ御意見はあるうとは思いますが、認められなかつたというふうに聞いております。

一方で、我が国では、他の抗がん剤を用いても効果がなかつた患者に対しましてイレッサ錠を単独で投与して腫瘍の縮小等の効果が認められたことを評価したものでございまして、御指摘の臨床試験とは対象となる患者、用法が異なることから、我が国では承認内容に影響を与えるものではないということで承認取消しはしなかつたという

ことでございます。

○小池晃君 しかし、この試験は第三相試験な

けです。第三相試験について言えば、有害事象についての報告はほかにもありますけれども、有効

性を検証したものはこの試験しかないです。

例えば、ヨーロッパで十月の下旬にフランスで開かれたヨーロッパ臨床腫瘍学会では、このインタクト1、2の結果が報告をされている。大変残念な結果だというふうに報告をされているんですね。ところが、その結果が出たらば、これは効果なしだったと。これ、ショックを与えているんです。

こうした重大な情報が届いていたながら、翌日には保険適用を決めた。保険適用というのは、これは医薬局で承認していれば、そのことを検討するわけじゃないんだ、これは保険収載の是非が決まるだけだというふうに言つている。

いのかもしませんが、要するに、先生が御指摘の試験は併用でやられた試験であると、それで我が国で行つたものはイレッサ単独の投与の試験であるということで、違うということではないで

しょうか。

○小池晃君 それは違うことは百も承知なんですよ。ところが、第三相試験ではもうこれ千人単位でやつてあるわけです。局長がおつしやつたのは第二相試験なんですよ。百人ぐらいいの試験なんですよ。それが第三相試験で、確かに対象者は違いますよ。併用だということはありますよ。でも、より大規模な試験の中で有意差がないという情報というのは、私は、これは切つて捨てるような情報ではない、これは十分検討に値する。それを重複した情報として考えなかつたということが極めますよ。それが第三相試験で、確かに対象者は違いますよ。併用だということはありますよ。でも、

第二相試験なんですよ。百人ぐらいいの試験なんですよ。それが第三相試験で、確かに対象者は違いますよ。併用だということはありますよ。でも、

私は、今まで説明しましたけれども、それでもこのインタクト1、インタクト2の生存率に有意差がないというのは承認に影響を与えるほど、あるいは保険収載をトップさせるほど重大な情報ではなかつたと、そういうふうに局長は認識をしているんですか。お答え願います。

○政府参考人(小島比登志君) 少なくとも、当時の医薬局の中の判断ではそれは違つた試験であつたというふうに考えていましたし、また、FDAにおきましても、八月十五日より後の九月二十四日に、医薬品に関する諮問委員会が当レッサの承認の勧告をしているというふうに聞いております。

○小池晃君 大臣伺いたいんですけれども、これ、こういう重大な情報が来て局長まで行つてないわけですよ、審査管理課のところにどどまつてます。こういう保険収載の前に、有効性に関する重要な情報が出ていたながら、こういう情報が省内を行かないと。私は、こういうのは省内で連絡を取り合つて、これはやつぱりいつたん、ちょっと待つて、ストップを掛けると、こういうことがないからどんどん薬害の被害つて起るんじゃないですか。

私は、こういうストップを掛け、取りあえずちょっともう少し時間掛けて検討しようということがあつてしかるべきだったと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) これは、薬務局長はまだその当時局長じゃなかつたわけで、そういう面では、彼は聞いていないと言るのはそれはそのとおりかと思うんですが……

○小池晃君 そういう意味で言わないでしよう。それはないだろう。そんなの駄目だよ。

○国務大臣(坂口力君) それは彼に言つたって、それは駄目で。ただし、今御指摘になりますような事柄について省内でいろいろ横の連携はしなければならないことは、それは当然でございますから、そこは先生の御指摘のとおりだと思います。

○小池晃君 いや、そのとき局長じゃなかつたか

ら聞いていなかつたという、そういうことじやないでしよう、行政の継続性があるんですから。それは、その当時の局長は聞いていなかつた、そこには報告が上がつていなかつたというふうに思つております。

○政府参考人(小島比登志君) そういうことです。

○小池晃君 そういうことだと。

ところで、イレッサの薬価は幾らですか。

○政府参考人(小島比登志君) イレッサの薬価でございますが、本剤の薬価は二百五十五ミリグラム一錠七千二百十六円十銭でございます。

○小池晃君 一錠七千二百十六円ですよ。もうすさまじい高価な薬なんですよ。私は恐らく内服薬では日本最高ランクだと思います。これ、一錠七千二百十六円の薬が現時点での使用症例数と販売総量を答えていただきたい。

○政府参考人(小島比登志君) アストラゼネカ社から報告を受けております使用症例数でございますが、十一月三十日現在で推定使用症例数として一万八千百二十、それから販売数量、これも十一月三十日現在ですが、販売錠剤数いたしまして一百万百二十八錠ということになつております。

○小池晃君 ということは、わずか四ヶ月で、単純に掛けば七十二億九千万円という驚くべき売上げを上げているわけです。これ中医協に提出された市場予測規模では、初年度は七千五百人、ピーク時の十年後でようやく一万九千八百人といふように思われるが、これがどうなんですか。

○小池晃君 そういう意味で言わないでしよう。その当時局長じゃなかつたわけで、そういう面では、彼は聞いていないと言るのはそれはそのとおりかと思うんですが……

止なんということになつたとしても研究費、元を取つたんじやないかと思うぐらいもう売上げを上げているんじやないかと思うんですよ。

大臣に私お伺いしたいんですが、まあいろいろ否定しません。この薬が期待されていたということも私否定しません。しかし、これだけヨーロッパでは議論になつていて、けんけんがくがく、これは問題だというような議論がされているわけですよ。それで、まだどこでも承認されていないところが、片や、こういう情報は一切、こんなふうに危険だなんて議論があるなんてだれも知りませんよ。国民は、そういう中で、日本では薬価収載後で見れば三ヶ月ですよ、三ヶ月で七十三億円もの売上げを上げるほど大量に使用されているわけです。

私、この経過を見て、こういう何の歯止めもなく、承認されたらもう一気に広がっていく、こういうやり方に私は問題があるんじゃないかというふうに思はざるを得ないですが、これ、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(坂口力君) 承認されました後、それがどういう広がりがあるかは、それは需要と供給の関係でござりますから、それはなかなか予測のできないことでござります。したがいまして、薬とも十分にこれは検討をしなければならないことは事実でありますし、そうした面でもしそういうことでありますから、副作用があつたりするこ

とを十分にこれは検討をしなければならないことは事実でありますし、そうした面でもしそういうところに十分でなかつた点があるとすれば、我々直ちにそこは見直さなければならないというふうに思つておりますが、しかし、今御指摘になりますように、この薬を待ち望んでいたかという患者さん、患者団体の代表の人のメールも来たりもしているわがスボンサーになつて。それでさんざん宣伝をして、いろいろメール等におきましては、いかにこの薬を待ち望んでいたかという患者さん、患

者は、これを待ち望んでいた人にとつてそれがいかにつらいことかということも理解をしてほしいということも来ているわけでありまして、それらの点を相互やはり考えながらこの問題に決着を付ければならないというふうに思つております。

○小池晃君 いや、薬が売れるか売れないかはその効き具合によつても決まつてくるわけありますし、そこは私はそれにそれを言われても、それはなかなか答えにくいといふことを言つてゐるわけであります。

したがいまして、ただ、これを決めたときにどうお答え願いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) いや、薬が売れるか売れないかはその効き具合によつても決まつてくるわけありますし、そこは私はそれにそれを言われても、それはなかなか答えにくいといふことを言つてゐるわけであります。

ういう経緯であったかということについては、そこには誤りがなかつたかどうかということは、これは常にどの薬であればやつぱり検証をしなきやならないことがありますから、そういう副作用が出ているということが多ければ、当然のことながらこれはすぐに検証をしたいというふうに思つてゐるというふうに思つておりますが、しかし、今御指摘になります。(資料を示す)これなんか、わざわざこのために雑誌まで作つてゐるんです、アストラゼネカがスポンサーになつて。それでさんざん宣伝をしている。そして、わざか四ヶ月で約七十三億円の売上げを上げた。私はもう、これでもし万が一中

連の対応、これやつぱり徹底的に解明することが

求められていると。何でこんなことが起つたのか。今回の新薬審査、中でも優先審査という在り方にどのような問題点があるのか、そのことを徹底的に解明する、その中からこそ私は新たな医薬品の副作用対策をどう進めるべきかという教訓が出てくるはずだと思う。そのこと抜きにこの仕組みを通してくださいなんというのは、私はもってのほかだと。とにかく、こんなことをやればまた新たな被害を拡大するだけだというふうに思います。

そのことを申し上げておきたいと思います。その上で、被害者との協議の問題ですが、これも、この法案審議の冒頭で大変問題になつた患者団体よりも製薬業界に先に説明していたという問題であります。

これ、いつどこの団体に説明したのか、詳細に報告をしていただきたい。

○政府参考人(小島比登志君) 日時を追つて御説明申し上げますと、日本医療機器関係団体協議会等、医療機器関係団体につきましては七月三十一日、それから日本製薬団体連合会等、医薬品関係団体には八月一日、それから八月七日にはこの両団体と外国の関係団体という形で説明、意見交換をしております。それからさらには、先ほどの医薬品の方の関係団体には八月二十八日、医療機器の団体には八月二十一日といふところでござります。

○小池晃君 外国の関係団体とはどこですか。

○政府参考人(小島比登志君) 欧州、米国、それから在日米国商工会議所、欧州ビジネス協議会といふところでございます。

○小池晃君 日本の患者団体よりも先に製薬企業、更に外国の製薬企業の方に先に説明していたという驚くべき実態だと思ふんですけれども、局長は八月上旬だとおっしゃいましたよね、委員会では。七月三十一日というのは八月上旬じゃないんじゃないですか。これ国会でうそをついたといふことになりませんか。

○政府参考人(小島比登志君) 私が八月上旬と申し上げましたのは、この一連の協議は八月上旬と申

いうことでございまして、メーンは八月七日といふことを私承知しておりますから、ま

は八月ではないということは確かだと思います。七月の二十五日ぐらいだったと思いますから、その後ぐらにもう説明を始めているわけですよ。そして、被害者団体に説明したのは九月に入つてからと。

大臣、お伺いしたいんですが、こういう体质、私、徹底的に改めるべきだと。大臣もこんなことあつてはならぬというふうにこの間おっしゃつた。大臣の先ほどの冒頭の発言では、医薬品等による健康被害を受けた方々の代表を含めた学識経験者の幅広い意見を反映するため、現行の評議員会に相当する審議機関を設置するとしています

○小池晃君 これ、そうおっしゃっているんですけど、現在の医薬品機構の理事長の宮島彰氏は、程度の体制が必要だということを考えているわけ

○國務大臣(坂口力君) 審議会のメンバーにつきましては、これはその理事長と申しますが、そこ

でございます。

○小池晃君 「日刊薬業」の十月十七日付けで、安全対策増やす。当然、被害者をこの審議機関に参加させるべきだと考えますが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(坂口力君) 審議会のメンバーにつきましては、これはその理事長と申しますが、そこ

でございます。

○小池晃君 これが、そうおっしゃっているんですけど、現在の医薬品機構の理事長の宮島彰氏は、程度の体制が必要だということを考えているわけ

でございます。

いると思っております。

○小池晃君 それから、更にお聞きしたいんですが、安全対策業務の問題ですが、これは大幅に増員することが必要だと思うんですが、現状の安全対策業務にかかるわざでいる職員数は何人なんでしょうか。現行の機構と本省でお答えいただきた

い。○政府参考人(小島比登志君) 本省の方では六人でございます。機構の方では七人でございます。○小池晃君 本当に少ないわけですね。この数を新法人ではどれだけ増やそうとしているわけですか。

○小池晃君 三十人から四十人程度の体制が必要だということを考えているわけ

でございます。

○國務大臣(坂口力君) そこは共産党の考え方と皆がオーライと言うわけではありません。皆それ

ぞれの考え方があるわけですから、多くの

皆さん方の御理解を得られるような人をしたい、

こういうふうに思つています。

○小池晃君 全然、そんなの答弁じゃないです

よ。だって、共産党の考え方ですよ。これ

は正に被害者の皆さんみんな言つてのことです

よ。

併せてお聞きしますけれども、その職員の問題

ですが、製薬企業等の元職員の新法人への就職と

新法人の役職員の退職後の再就職について、國家

公務員に対する離職後従事制限の例を勘案して一

定の制限を行うとおっしゃいましたけれども、製

薬会社元職員の新法人への就職については、これ

は公務員の離職後従事制限に倣うことはできない

んじやないですか。何でこんなことが可能な

か、どういうことを考えてるのか、説明してい

たださきたい。

○政府参考人(小島比登志君) 製薬企業等の元職

員につきましては、個人の資質、能力を判断をい

たしまして採用の可否を決定したいということを

思つておられるわけですが、しかしながら、一定の職

員の方が元の製薬企業のある職に就いていたとい

う場合に、直接その機構のまた関連する職に就く

というのも、やっぱり疑いといいますか、健全な

姿ではないということでございまして、その退職

前の一定期間の職務内容を考慮して、機構に就職

いたしましても関連職務には一定期間従事させな

ら、ですから大臣の御意思だと思うんです。

私は、厚労省の天下り、特に医薬局長経験者などが医薬品全体の機構の責任者になるとということなどは到底国民あるいは被害者の理解を得られるものではないというふうに考えます。こんなことは決してしないというふうに思つんですが、適切な人ということであれば、こういった人は含まれないと厚労省の天下りは理事長には据えないと

いうふうに明言すべきじゃないですか、いかがで

しょう。

○國務大臣(坂口力君) 適切な人を決めるとい

うことを決めております。

○小池晃君 理事長は大臣が指名するわけですか

の府としての責任を果たしたことになるのではないか。どうぞ

また戻ります。

この点で、イレッサについてもその責任の所在を明確にすることが再発防止の観点からも必要なで伺いますが、イレッサの審査過程でなぜこの薬が早期に承認、許可のラインに乗ったのか、その決定はどなたがされたのか。究極的には大臣の許可でという責任の所在のあいまい化ではなく、個人名は結構でございますから、どの部門の人間がいつ判断したのかを教えていただきたいと思います。

○政府参考人(小島比登志君) お尋ねのイレッサの優先審査でございますが、優先審査につきましては、当該医薬品の対象疾患が重篤で、かつ既存の医薬品と比較しましても有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる場合には、申請者からの申出に基づきまして、優先審査品目として他の医薬品の審査に優先して審査を行うと

この優先審査指定の具体的手順でございますが、これは優先審査希望の申請書が審査センターに出されるわけでございますが、その後、担当課であります厚生省医薬局審査管理課が、必要に応じまして薬事・食品衛生審議会の専門委員等に相談しながら速やかに審査に該当するか否かの判断を行い、医薬局長の判断を得て、その結果を申請者に通知をすると、この点になつております。

○森ゆうこ君 ちょっとまだよく分からないんですけども、またこのイレッサについてはきちんと検証していくと思いますが、前回の質問のときにも申し上げました、これを検証して、その検証に堪え得るものにするということが今後の薬の審査、承認の信頼性ということについて大変大切だと思います。そのため、よろしくお願いしたいと思つます。次の質問に移りたいと思います。内部告発制度について伺います。

○国務大臣(坂口力君) そうではありません。内閣全体としてそういう内部告発というようなことについて伺います。

原子力規制法に内部告発者保護制度があります

けれども、この点について大臣に伺いたいと思います。前回の質問でも申し上げましたが、私たちにはもう一度認識する必要がある。薬というものはそもそも危険なものであると。薬事法もそのよう

な観点に立って作られているということですけれども、薬というのは原子力以上に私はリスクの高いものだと思います。皆さん、薬という字を、クスリという字、下から読んでみてください。リスクなんですよ。皆さんも御存じだと思います。リスクが高い、これが薬なんです。

私は、薬はメリットの反面、非常に危険なリスクの高いものだとの観点から内部告発者保護制度というのが必要だと私は思っています。この新しくできる独立行政法人の機構内に内部告発者の制度を設けるべきだと考えますが、今回の法案にそのような部分はござりますでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 御提案を申し上げています。機関法案には不正を内部告発した職員を保護する制度は規定をされておりません。

○森ゆうこ君 じゃ、この点について大臣に伺ひます。

この評価委員会の構成はどのようにするおつもりですか。人数、そして委員会、あらゆる審議会がそうですが、これがかなりそれぞれの委員の給与も高い。たくさんの審議会、国に設けられるわけですから、一応伺つておきたいと思います。人数として給与について、政府参考人に伺います。

○政府参考人(水田邦雄君) まず、現行の厚生労働省の独立行政法人評価委員会につきましてお答え申し上げますと、まず委員数についてでございます。現在、定員二十名、現員十五名となつて

おります。人数そして給与について、政府参考人に伺ひます。

○森ゆうこ君 いま一度確認させていただきたいと思います。私はこの法案そのものに反対ですが、仮に独立行政法人がスタートするとして、その機関の中に内部告発者制度というものを作つていくということは御検討中という、そのような意味でしようか、大臣。

○国務大臣(坂口力君) そうではありません。内

についてどういうふうに考えていくかという識者の検討会が持たれており、間もなくその結論が出ると、こういうふうにお聞きをしているという点を申し上げたわけであります。

○森ゆうこ君 ただ、これは独立行政法人ということについての法案でございますから、これはもう国の機関からはたとえ看板の付け替えであろうと独立するということですから、この独立行政法人の機構について内部告発者制度というものを設けるべきではないかと思いますけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今、軽々にそうしたことを入れるという気持ちはありません。

○森ゆうこ君 不安を払拭するためにも、私はできるだけの制度を設けるべきだと考えますが、今回の法案にそのような部分はござりますでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) うふうにおっしゃいましたけれども、非常に重要なことなのではないかと思います。

次に、評価委員会の規模について伺いたいと思

います。

評価委員会の構成はどのようにするおつもりか。人数、そして委員会、あらゆる審議会がそうですが、これがかなりそれぞれの委員の給与も高い。たくさんの審議会、国に設けられるわけですから、一応伺つておきたいと思います。

○森ゆうこ君 評価も民間のオンブズマンに任せると、いうのはいかがでしょうか。その方が複数機関の評価、そして格付を得ることで評価の信頼性が高まると言えます。

○政府参考人(水田邦雄君) 平成十五年度の予算の概算要求におきましては、千三百万円の委員手当等の予算を要水しております。

○森ゆうこ君 合計を教えてください。

○政府参考人(水田邦雄君) ただいまの額が合計でございます。

○森ゆうこ君 給与については、じや絶計どれぐらいの金額を考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(水田邦雄君) 平成十五年度の予算手当等の予算を要水しております。

○森ゆうこ君 合計を教えてください。

○政府参考人(水田邦雄君) ただいまの額が合計でございます。

法人が多数に上りますことから、まず委員の定員を現行の二十名から平成十五年度に向けて三十名とするよう要求をしておりまして、また臨時委員あるいは専門委員の任命ということでありますとか、各法人の業務内容の特性に応じた部会等と、こういうふうにお聞きをしているという点を申し上げたわけであります。

○森ゆうこ君 ただ、これは独立行政法人ということについての法案でございますから、これはもう国の機関からはたとえ看板の付け替えであろうと独立するということですから、この独立行政法人の機構について内部告発者制度というものを設けるべきではないかと思いますけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今、軽々にそうしたことを入れるという気持ちはありません。

○森ゆうこ君 不安を払拭するためにも、私はできるだけの制度を設けるべきだと考えますが、今回の法案にそのような部分はござりますでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) うふうにおっしゃいましたけれども、非常に重要なことなのではないかと思います。

次に、評価委員会の規模について伺いたいと思

います。

評価委員会の構成はどのようにするおつもりか。人数、そして委員会、あらゆる審議会がそうですが、これがかなりそれぞれの委員の給与も高い。たくさんの審議会、国に設けられるわけですから、一応伺つておきたいと思います。

○森ゆうこ君 評価も民間のオンブズマンに任せると、いうのはいかがでしょうか。その方が複数機関の評価、そして格付を得ることで評価の信頼性が高まると言えます。

○政府参考人(水田邦雄君) 平成十五年度の予算の概算要求におきましては、千三百万円の委員手当等の予算を要水しております。

○森ゆうこ君 合計を教えてください。

○政府参考人(水田邦雄君) ただいまの額が合計でございます。

○森ゆうこ君 給与については、じや絶計どれぐらいの金額を考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(水田邦雄君) 平成十五年度の予算手当等の予算を要水しております。

○森ゆうこ君 合計を教えてください。

○政府参考人(水田邦雄君) ただいまの額が合計でございます。

副作用救済制度の有効利用についての方から提案を一つさせていただきたいと思います。今もいろいろな窓口が設けられておりますが、副作用一一〇番ということを新設してはいかがでしょうか。そして、もう市販される又は処方される薬の箱や処方薬の袋に副作用一一〇番の電話番号を書くようにしてはいかがでしょうか。告知に努めるという、そのような表現も書かれておりますが、そういうレベルではなくて、例えば、たばこは健康にこれこれの害がありますというのと同じように、薬は使用法を間違うと危険でリスクが高いです、しかしどうしても使用しなければならない、そして副作用が出た万が一のときは一一〇番へと具体的に書くことを義務付けるというのにはいかがでしょうか。この副作用一一〇番というものがあることが完全に安全なものでは造れないという医薬品という製品に対する消費者の安心の担保になるのではないかと考えます。この点について御所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(小島比登志君) 医薬品副作用被害

救済制度というのは、今、先生おっしゃいましたような趣旨でできているわけでございます。医薬品メーカーが社会的責任に基づいて拠出しますその後出金というもので運営されているわけでございませんが、副作用被害に遭われた方々が迅速に救済を受けられる機会を得られるよう、現に副作用被害等を受けた患者に対し、その診断・治療に当たつた医療機関から救済制度に関する情報提供がまず確実に行われることが非常に重要であると考えております。

また、病院や薬局で薬を渡すときの文書配布ということも非常に効果があると思っておりまして、私どもいたしましては現在医薬品機構においてすべての病院に対しましてパンフレットを送付するとか、あるいは患者向けのリーフレットを提供するなどの積極的な制度周知に努めているところでございます。

御指摘の義務化ということになりますと、義務違反に対するペナルティーをどうするか、あるいは

は監視をどうするか、いろいろ制度的にも難しい問題が生じてくると思いますので、私どもとしては現在やつております方法を更に制度周知に全力で取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○森ゆうこ君 制度周知に全力を挙げる、こうい

うことが、今御提案申し上げたようなことが制度の周知には一番いいわけでして、そんなに難しいことじゃないと思うんですけれども、大臣はいかがですか。副作用一一〇番ということを告知を義務付けるということです。

○政府参考人(小島比登志君) 先生御指摘の告知を義務付けるというその義務付け方でございますが、その義務付け方がなかなか、どういう方法がいいのかということは更に慎重に検討していくべきやいけない難しい問題だと、うふうに思つてゐるわけであります。

○森ゆうこ君 是非御検討いただきたいと思います。そんなに難しくないと思います。薬の箱や処方せんの袋に副作用一一〇番ということを知らせる、書くということによって、また薬にはやっぱり必ず副作用があるんだということを使う人が、国民が意識することにもなると思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

薬は、先ほど申し上げました、リスクが高く副作用は避けられないものであります。しかし、副作用も薬の危険な側面なんですけれども、危険だからといって新薬の研究開発に臆病になつてはならないと思います。

この点、大臣に伺いますが、副作用一一〇番

というの、副作用の被害者にとってだけでなく、むしろ加害者になる可能性のある製薬企業にとって保険の役割を果たす。つまり、製薬会社を副作用の加害ということからまた救済する役割を担わせるべきだと考えますが、この副作用救済の機能を付加するために基金をもつと増額すべきではないかと考えます。

この観点から、各企業の拠出金をもつと増額す

るおつもりはないかどうか、御所見を伺います。

○政府参考人(小島比登志君) 副作用被害救済制

度についてでございますが、本来民事的な解決が原則であるところを、立証の困難性等にかんがみまして、製薬企業全体の社会的な責任に基づく共同事業として、民事的な解決とは切り離し、簡易、迅速な救済を図るということを目的としております。

しかししながら、先生御指摘のように、医薬品につけましては、程度の差こそあれ、その使用に伴う副作用の発現は避けられないというものでございまして、実際どの程度の副作用被害までを本制度の対象とするか、いろんな御要望もございます。そういうことで、現在は重篤な副作用被害を救済の対象としているところをございまして、こ

ういった重篤な副作用被害を簡易、迅速に救済を

するというふうな基準は維持せざるを得ないと思つておりますが、御指摘のように、制度の充実は更に一層努めてまいりたいというふうに考えております。

○森ゆうこ君 一応、通告していた質問はこれで終わりなんですが、大臣に伺いたいんです

が、この医薬品医療機器総合機構につきましては、この法案の根幹は、成立すれば新しい独立行政法人として発足することになるこの組織形態はこの法律の根幹ではありませんか。

○理事中島真人君退席、委員長着席)

○国務大臣(坂口力君) 御質問の趣旨が十分に分

かっておりませんけれども、この組織というものがやはりそれは根幹になることは間違いないと思います。

○森ゆうこ君 ということありますと、先ほど

も議論になりました振興部門と安全審査部門といふのを、その組織をやはり切り離すべきだということは、やはりこの法案の根幹にかかる問題になると思います。この法案の、法律の根幹にかかる部分が問題になつていて、そういう法律を

やつぱりここで、私は採決するのは構わないと思

います。採決は結構でございます。しかし、法律度におきましては、責任準備金及び積立金という

二種類の資金の積立てが行われているところでご

ざいます。医薬品機関におきましては、平成十三年度末現在、責任準備金を約七十億円、積立金を約五十五億円保有しているところでございます。

責任準備金につきましては、毎事業年度末、三月三十一日におきまして、既に支給決定を受けた方について将来にわたっての給付予想額を推計し、その給付予想額を積み立てることが法律上義務付けられているものでございまして、他の使途には用いることはできないものでございます。

一方、積立金は、毎事業年度の剩余金の累積であり、中長期的に財政の安定を図る観点から、将来生じ得る救済給付等を賄うために積み立てられているものでございます。

現状を申し上げますと、積立金の額は年々減つておりますが、逆に責任準備金の方は年々増えておりまして、逆に責任準備金の方は年々増えておられるというふうな状況になつております。

○大脇雅子君 それはどうしてでしょうか。将来の運用の予測はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 運用といいますと、利率のことです。大脇雅子君、実績というか、どういうところにそれを使って、将来この責任準備金はどのように変化していくと予測しておられるのかということです。

○政府参考人(小島比登志君) 先ほど御説明申し上げましたように、責任準備金は将来にわたっての給付を確保するために基金の中に積んでおかなければいけないというお金でございます。年金給付につきましては、その方が亡くなるまでずっとその給付が続くわけでございまして、そういった方々に給付が途絶えたりしないようにということで責任を持つて積み立てておくというお金でございます。

一方、積立金の方は、事業年度の剩余金の積立てでございますが、やはり将来の中長期的に財政の安定を図るために、現在の五十五億円という数五百六十六件、支給件数二百六十三件ということが、これが主な支給、給付でございまして、合計いたしますと、請求件数九千二百三十三件、支給件数が七千八十九件という具合になつております。

○大脇雅子君 したがつて、私のお尋ねは、そうした責任準備金を持ち、積立金を持ち、そして副作用の救済事業が行われているわけですが、副作用の救済事業というのはこの中でどのような形であります。

年々請求件数が増えていくのか減っていくのか、あるいは予測されているのか。そして、私の率直な感想としては、責任準備金とか積立金がこれだけあるということは、副作用の救済というものにもう少し積極的に展開をしていく事業を図られていいのではないかというふうに思うのですが、

その点が少し行政の態度としては消極的なような感じがいたしますので、もう少し積極的に副作用における救済ということを展開をすべきではないかという観点からのお尋ねです。

○政府参考人(小島比登志君) 近年、救済給付に要する費用も増大しておりますが、また積立金等の運用利率の低下を受けまして、その額も減少しております。現在、医薬品機関におきましては、

平成十五年度より拠出金を引き上げるという方向で検討がなされていると聞いておりまして、現在のところ、この救済制度の財政は厳しくなりつつあるというふうな感じを持っているわけですが、いろいろ知恵を出しまして、どういうふうに制度の充実を図っていくかという点については検討してまいりたいというふうに考えております。

○大脇雅子君 今、主として、責任準備金を積み立てていく中で、支出の実績、どういう内容で副作用救済の給付が行われているのでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) お尋ねは、給付の種類がどのくらい、請求件数があるかと、そういうことでござります。

これは、給付の種類別に申し上げますと、医療費が、請求件数として三千百八十件、支給件数が二千五百四十二件、それから障害年金が、請求件数五百六十六件、支給件数二百六十三件というこ

○大脇雅子君 この差はどういうところで出てくるんでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) これは、不支給理由というが挙がっておりますので、一番多い理由が、因果関係が認められないという理由で不支給になっているというのが一番多いわけでございまして、次が医薬品の不適正目的、不適正使用、それから政令の該当事由であります入院相当でないあるいは障害等級の非該当というのが次の不支給理由になつております。

○大脇雅子君 個別案件ではどうこう言うことはここではいたしませんけれども、やはりかなりそこでの審査が厳しいという現場の声もございまして、これだけの準備金があるということであれば、その安定的な維持はともかく、できる限りその被害の救済という点においてきちんと適用をしていただきたいということを要望したいと思います。

さて、医薬品機関の業務内容について、健康被害救済、それから審査、安全、研究振興という一連の、それぞれ規制部門や振興部門と違った一つの業務が幾つか合体することによる危惧が今まで幾つか幾つか言われてきたわけであります。例えば、振興部門の独立分離に對しても、大臣は受皿ができたときに考えると言われております。

○政府参考人(小島比登志君) お尋ねの審議機関についてでございますが、新法人の行う業務に関しまして、振興部門とその他の部門といふに分けまして、それそれ審議機関を設けまして業務運営の全般についての審議を行つていただくといふことを基本的な考え方としていきたいと考えてあります。

○政府参考人(小島比登志君) お尋ねの、機構の運営の全般についての審議を行つていただくといふことを基本的な考え方としていきたいと考えてあります。

○大脇雅子君 この機構を作ることによりまして、今までよりも、薬の承認にいたしまして、現行の評議員会の運営方法等を参考にいたしまして、新法人設立後に新法人において検討されるべき事項であります。厚生労働省としても、この審議機関が適正に運営され

たところを、この機構ができることによりまして、ここで充実をさせ、国民の皆さん方にもおこなうふうに思つております。

また、この機構を作ることに対しても様々な御意見をちょうだいしたことも十分に踏まえまして、そうしたことに対応できるよう、皆さん方の御意見にも十分対応できるようなことを私たちもこれから心掛けていかなければならないと思つて、うふうに思つております。

○大脇雅子君 厚生大臣の整理の内容についてお尋ねいたします。

○大脇雅子君 厚生大臣の整理の内容についてお尋ねいたします。

○政府参考人(小島比登志君) お尋ねの審議機関についてでございますが、新法人の行う業務を含めた学識経験者の幅広い意見を反映するため、現行の評議員会に相当する諮問機関を規制と振興の部門ごとに設置するとされておりますが、それぞれどのような目的、そして規模、役割等になります。

施につきましては、審査業務部門とは別に安全対策部門を設置して、安全対策に係る業務が完結的に行われるような組織体制ということでございまして、名称はまだ仮称でございますが、審査部、安全部といった形で別々の部門を作りましてそれぞの業務を行つていくということを考え、想定しているわけでございます。

また、国民に提供される情報につきましては、独立行政法人におきましても国と同様の情報公開を行うことはもちろんありますが、それ以外にも、インターネット等のIT技術を活用いたしまして、緊急安全性情報、添付文書の改訂情報、新法人で収集が行われた副作用報告症例に関する情報、あるいはまた新法人が自ら行った副作用報告に関する疫学的分析などの科学的、客観的な評価結果というものにつきまして、国民による情報検索も可能としたような形で情報公開を行つてしまつたというふうに考えております。

○大脇雅子君 さらに、国が直接措置を取ることとされる緊急かつ重大な事件というのはどういうもので、どのような形で決定され、どのような措置が取られるというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 国が直接措置を取る緊急かつ重大な事件とはということでございますが、一つは、副作用情報にも載っていないような、いわゆる未知の死亡又は重篤な障害などの副作用症例でございます。いま一つは、副作用情報には載っておりますが、死亡又は重篤な副作用で、かつ発生頻度が高いというものをいまして、これらにつきましては、本省が機構から通知を受けたすべての副作用等の報告の中からそれを抽出いたしまして、この被害の原因を究明する等の検討を行い、これに基づきまして、必要に応じて薬食審議会の意見を聴くなどして、緊急性、重大性を評価した上で、被害防止、拡大に効果的な対策を実施するというふうに考えているわけでございます。

○大脇雅子君 生物由来製品感染等被害救済業務

の業務方法書の策定につきまして、救済申請者において手続に過度の負担が生じないよう十分な配慮を行うということになつておりますが、これは具体的にはどのような配慮をされるのでしようか。

○政府参考人(小島比登志君) 感染等被害救済制度におきましては、給付決定を行つて当たりまして、申請者の疾病等が生物由来製品の使用に伴う感染等によるものであるか否かについて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いた上で医学・薬学的な見地から判定を行うこととしております。

そのため、申請者に対しましては、被害原因と考えられる生物由来製品の使用の証明書、感染被害に基づく疾病等に係る主治医の診断書の提出を求めることがあるわけでございますが、これらの資料のみでは感染時期、感染ルートの特定が困難な場合も想定されるところでございます。

こうしたケースにおきましては、必要に応じまして、疫学的な判断を用いて因果関係の認定を行います。

○大脇雅子君 さらに、製品のロット番号を特定した上で、同一ロットが使用された別の患者の被害調査結果を判断材料に活用することを考えているところでございます。

○政府参考人(小島比登志君) それが今現在審議をされてゐるところでは、生物由来製品の指定と特定生物由来製品の確認など、感染ルート等の特定に必要な資料につきましては、その性質上、申請者に対して提出を求めることが困難なものも予想されますことから、本法案におきましては、先ほども御説明いたしましたように、新法人が必要に応じ、直接、医療機関、製薬企業等へ資料提供を依頼することができる旨の規定を盛り込んだところでございます。

○大脇雅子君 この整理をするとした事項に関しては、申請者の方の負担が過度にならないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(小島比登志君) 新法人の職員の採用に当りますことは、御指摘のように、製薬企業等からの出向者については、責任の所在は國にあるという基本的な

考え方の下で、生物由来製品感染等被害救済制度の早期創設等、さきの通常国会において成立した改正薬事法の実施体制の強化を図るということが述べられておりますが、この被害救済制度の創設をするためのタイムテーブルとか、あるいは進行状況の現況についてお尋ねします。

○政府参考人(小島比登志君) さきの改正薬事法においては、生物由来製品の制度が新たにできたわけでございますが、現在それにつきましてどういったものを生物由来製品として指定をしていくか、あるいはその安全対策、表示の問題でありますとか、その他の安全対策をどうしていくかといふものを薬食審で検討していただいているところでございます。

来年の七月には施行をしたいというふうに考えておりまして、それが施行できて生物由来製品の指定が終わり、完全に安全対策が実施されますと、十六年四月からこの生物由来製品感染等被害救済制度が実施をされるということにならうかと思います。

○大脇雅子君 それが今現在審議をされてゐるわけですから、主な論点というか問題点などのはどのように把握されておりますか。

○政府参考人(小島比登志君) 一つは生物由来製品の指定と特定生物由来製品の確認など、感染ルート等の特定に必要な資料につきましては、その性質上、申請者に対して提出を求めることが困難なものが大きな論点として今議論を進めているところでございます。

○大脇雅子君 新法人の役員等について、職員の採用は公募を中心として製薬企業等からの出向者が大きいとされることがあります。転籍とか移籍というのも当然含まれているのでしょうか。それから、いつたん離職した人が応募する場合の取り扱いはどのようなものでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 新法人の職員の採用に当りますことは、御指摘のように、製薬企業等からの出向者については採用しないということ

でございますが、転籍者、移籍者、あるいは退職者の方となりますと、もう元の製薬企業からの身分、経済的な関係が離れているということでございまますので、新たに新法人に就職することになります。そこで、その一定の分野には採用し難いこと等々、就業規則や採用規程等の諸規程を策定して、製薬企業と新法人の関係につきまして疑念の持たれるようなことのないよう採用形態にしてまいりたいというようと考えていております。

○大脇雅子君 終わります。

○委員長(金田勝年君) この際、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方に関する件を議題といたします。

○浅尾慶一郎君 私は、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の各会派並びに国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の西川君共同提案による独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方にに関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方に関する決議(案)

政府は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構については、次の事項に十分配慮し、国民の生命と安全を守るために万全を期すべきである。

一、機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることのないよう、役職員の採用及び配置に関し、適切な措置を講ずること。

二、研究開発振興業務については、機構を審査・関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務に専念させるとともに、その一層の効果的展開を図る観点から、早急に同機構の業務か

ら分離すること。

三、医薬品等の安全性を確保するため、審査を

厳格に行うとともに、安全対策業務の実施に

当たっては、医薬品の副作用等による健康被

害の拡大を防止するため、迅速かつ的確に対

応すること。

四、健康被害救済業務については、医薬品等に

よる健康被害を受けた者の団体等との連携を

図りつつ、現行の医薬品副作用被害救済制度

の充実や、新たに実施する生物由来製品感染

等被害救済制度の円滑な施行に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長（金田勝年君） ただいまの浅尾君提出の

決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長（金田勝年君） 多数と認めます。よつ

て、本決議案は多数をもって本委員会の決議とす

ることに決定いたしました。

○委員長（金田勝年君） 賛成者挙手

す。

○委員長（金田勝年君） ただいまの浅尾君提出の

決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長（金田勝年君） 多数と認めます。よつ

て、本決議案は多数をもって本委員会の決議とす

ることに決定いたしました。

○委員長（金田勝年君） ただいま、独立行政法人

医薬品医療機器総合機構の在り方に関する決議と

して、四つの事項を含む決議をいただきました。

新しい法人が、国民に信頼され、また、国民に

安全と安心を提供することができる組織となるよ

うにするため、決議の御趣旨を十分に受け止め、

決議の実現に向けて、しっかりと取り組んでまい

る所存でございます。

ありがとうございます。

○委員長（金田勝年君） 引き続き、独立行政法人

医薬品医療機器総合機構法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金田勝年君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山本孝史君 私は、民主党 新緑風会を代表して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案に反対の立場から討論をいたします。

昭和三十六年のサリドマイド事件や、昭和四十一年代のスモン事件被害者の方々による活動が実を結んで、医薬品副作用被害救済基金法が制定されました。

年齢のスモン事件被害者の方々による活動が実を結んで、医薬品副作用被害救済基金法が制定されました。

国民の生命と健康を守るべき厚生労働省に学習効果が働かない、あるいは教訓に学ぶという姿勢が見られないものでは、この國から薬害を根絶するではありませんか。

厚生労働省には真摯に反省することを重ねて強く求めるとともに、民主党は薬害被害者の皆さんとともに薬害再発防止体制の構築に全力で取り組む決意であることを申し添えて、反対討論とします。

○中島真人君 私は、自由民主党・保守党及び明党を代表いたしますて、ただいま議題となりました独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案につきまして、賛成の立場から討論を行ふものであります。

政府は、國權の最高機関たる国会の意思を踏まえて、決議の内容を誠実に実行しなければなりません。

民主党政は、製薬企業との癒着や癒着しているのではないかとの疑惑を抱かないよう、機構は製薬企業からの人材調達をするべきないと主張しました。本日は、その内容等を盛り込んだ委員会決議も行いました。

厚生労働省の前に設置した薬害根絶の誓いの碑を厚生労働省自らがハンマーで打ち壊すようなものではありませんか。

厚生労働省には真摯に反省することを重ねて強く求めるとともに、民主党は薬害被害者の皆さんとともに薬害再発防止体制の構築に全力で取り組む決意であることを申し添えて、反対討論とします。

○中島真人君 私は、自由民主党・保守党及び明党を代表いたしますて、ただいま議題となりました独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案につきまして、賛成の立場から討論を行ふものであります。

この法律案は、昨年十二月の特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、医薬品副作用被害救済・研究開発業務が加えられるに至つて、設立当初の医薬品副作用被害者の救済業務は隅っこに押しやられ、医薬品の審査・開発振興業務を行う組織に変質をしました。正にひさしを借りて母屋を乗つ取つたのです。

今回提出の法案は、特殊法人等改革の名の下、同基金を独立行政法人医薬品医療機器総合機構へと看板を書き換え、医薬品の審査、安全対策、研究開発振興、健康被害救済の四つの業務を、無謀にとも一つの法人に行わせようとするものです。

厚生労働省にとって、薬害エイズ事件は早くも過去のものになつたのでしょうか。悲惨な薬害工

害事件を防げなかつたとの反省の下、当時の厚生省は、薬務局を廃止して医薬安全局を設置する

とともに、薬務局で所管していた医薬品等の振興部門を健康政策局に移管し、安全対策部門と振興部門を分離しました。

ところが、本法案では、またもや開発振興業務

と安全対策業務を同じ組織で取り扱うというの

です。しかも、医薬品等の審査や安全対策に関する機会の運営に当たつて、人材も資金も製薬企業

に大きく依存する仕組みとなつています。それで

た。極めて残念であると言わざるを得ません。

この法律案は、昨年十二月の特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、新たに副作用被害救

済業務を廃止した上で、国立衛研医薬品医療機器審査センター等と統合し、この法人において生物由来製品による感染等被害救済制度を新たに実施します。

振興業務、研究開発振興業務、審査等業務及び安全

対策業務を行う独立行政法人を設置するとともに、さきの通常国会で成立した薬事法等改正法附則の検討規定を踏まえ、この法人において生物由

來製品による感染等被害救済制度を新たに実施します。

対策業務を行つて独立行政法人を設置するとともに、さきの通常国会で成立した薬事法等改正法附則の検討規定を踏まえ、この法人において生物由

來製品による感染等被害救済制度を新たに実施します。

また、生物由来製品については……（発言する者あり）

黙つてお聞きください。

○中島眞人君 感染症を伝播するおそれを完全に否定できないことから、新薬事法に基づく安全確保措置を講じてもなお発生する健康被害を救済する制度の創設が強く求められてきたところあります。

なお、本委員会での審議においては、規制部門と振興部門の区分といった組織の在り方や、製薬企業等の人的・財源的関係等について様々な御指摘、御意見があつたところであります、これら課題については、本委員会における審議や本大臣から示された論点整理も踏まえ、一つ一つ着実に解決していく必要があり、本委員会としても決議を行つたところであります。

その上で、新薬事法に基づく安全対策等の実施が来年度より順次施行されていくことや新しい健康被害救済制度の早期実施を望む声などを踏まえ、新法人の設立準備に向け、本法律案の速やかな成立を強く望むものであります。

先ほど大臣が、本委員会の決議を真剣に受け止め、決議に盛り込まれた一つ一つの事項に真摯に取り組んでいこうという熱意を示されました。私はこのことを高く評価したいと思います。

惜しむらくは、この決議にかかわった各会派の諸君が、議会としては異例なこのような決議に対し、大臣が真摯に受け止めて対応する旨を御発言されているにもかかわらず、法案に反対するとの態度は変えていないことであります。各派においては、是非ともこのような経過を勘案し、法案を支持していただきたいと考える次第であります。

最後に、新法人の今後の体制整備に当たっては……（発言する者あり）

○委員長（金田勝年君） 静粛に願います。

○中島眞人君 その措置状況について広く情報提供が行われるとともに、改革の趣旨に沿つた業務が実施されている等についての検証が行われるこ

とにより、改革が着実に進むことを期待いたしました。私の討論を終ります。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案に反対の討論を行います。

反対する理由の第一は、本法律案が、本来国が責任を負つて直接実施すべき医薬品・医療機器の審査や安全対策を、国が自ら主体となつて実施する必要のない業務として独立行政法人に行わせ、医薬品・医療機器の安全性を後退させるということです。

当委員会での審議を通じて重大な問題点が次々と明らかになりました。医薬品の安全対策と開発振興を分離するという過去の薬害の教訓を投げ捨て、研究開発・安全対策と審査・被害者救済まで一つの組織で扱うこと、また、新法人がその資金を製薬企業に依存し、職員が製薬企業と機構の間を行き来することを制限する法律上の規定もない

など、これでは医薬品の安全対策を後退させるとの厳しい指摘が相次ぎました。大臣もこうした指摘を認め、整理し心配のない体制を作りたいと答弁せざるを得なかつたのであります。

本日、こうした懸念事項について、研究開発振興業務は将来的に分離を検討する、製薬企業職員の新法人への就職と新法人の役職員の退職後の再就職を制限するなどの考え方が大臣から示されました。本来、こうした問題点は法案提出前に十分検討されるべきでありました。多数の問題点を抱えながら法案が提出された根本には、法案の準備過程において、製薬企業には真っ先にその内容や職員の増員まで説明する一方、当事者である薬害被患者には正式に意見を聞くことをしなかつた、

この厚生労働省の間違つた姿勢があることを指摘いたします。

私は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案に反対の立場から討論いたします。

まず、今回の独立行政法人化全般に関してですが、業務内容の見直しをせず、特殊法人を単に名称変更したものであります。この点、本来この委員会、国会で話し合われるべきは、国民の健康、安全に関し、最善の公と私の関係は何か、その役割分担の見直しに関してであつたと思います。

それは、いまだに残る官尊民卑の風潮をなくしていくこと、その議論をすることが我々法律を作る者の義務ではないでしょうか。官も民も法律に従つて行動する、すなわち法令遵守、コンプライアンスの考え方に基づいて、民の側は何でも官に任せせるのではなく、法令遵守さえすれば自由に、そして自己責任で行動すべきで、何でも國、すな

て発足した組織を変質させるものであるということがあります。

法案審議の中で、抗がん剤イレッサの副作用である間質性肺炎が二百九十一例発生し、八十一年か月で異例のスピード承認されたものです。厚生労働省が行つた承認審査のどこに問題があつたのか、このことの解明なしに新法人に審査や安全対策を任せ、再び深刻な薬害が発生するおそれがあると指摘せざるを得ません。

以上申し上げたように、本法律案は、医薬品・医療機器の安全確保や副作用被害者救済をおざりにし、製薬企業の利益を優先させるものであります。与党も厚生労働省も欠陥だらけと認めるような希代の悪法をそのまま可決することなど、国民と薬害被害者を裏切るものであり、断じて許されません。先ほど、野党が反対するのは筋違いなどといふ発言がありました、そのお言葉は丸ごとそのまま与党に返したいというふうに思います。欠陥だらけの法案は廃案にするのが当然であります。そのことを強調し、私の反対討論をいたします。

○森ゆうこ君 国会改革連絡会（自由党）の森ゆうこです。

私は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案に反対の立場から討論いたします。

まず、今回の独立行政法人化全般に関してですが、業務内容の見直しをせず、特殊法人を単に名称変更したものであります。この点、本来この委員会、国会で話し合われるべきは、国民の健康、安全に関し、最善の公と私の関係は何か、その役割分担の見直しに関してであつたと思います。

私は、今日まで厚生労働委員会の各先生方のこの委員会での議論をお聞きして、皆さんにいまだに強調不足の私よりはるかによく問題点を把握され、そして真剣な御議論をされていると敬服しました。

この委員会での真摯な議論を国民に責任を持つて示すために、問題があるとお考えの先生方は反

わち公に任せないと駄目だというのは民の側の問題です。

この民の側にある官尊民卑の風潮を作り出した原因の一つに国会の態度があつたと思います。先ほどの委員会決議もそうですが、本来、法律を作成することが仕事の国会において、国民に対する責任は、法案に賛成する、反対するという意思表示で示すべきです。ところが、問題点が多数あるこの法案を前に、法案の根本を否定するような内容の委員会決議をしておいて、法案そのものは結局成立させてしまう。この態度は、国会の策定する法律の正当性を自らおとしめるものです。こんな適当に作つた法律を遵守しろと国民に押し付けたのです。厚生労働省も欠陥だらけと認めるような希代の悪法をそのまま可決することなど、国民と薬害被害者を裏切るものであり、断じて許されません。先ほど、野党が反対するのは筋違いなどといふ発言がありました、そのお言葉は丸ごとそのまま与党に返したいというふうに思います。欠陥だらけの法案は廃案にするのが当然であります。そのことを強調し、私の反対討論をいたします。

○森ゆうこ君 国会改革連絡会（自由党）の森ゆうこです。

私は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案に反対の立場から討論いたします。

まず、今回の独立行政法人化全般に関してですが、業務内容の見直しをせず、特殊法人を単に名称変更したものであります。この点、本来この委員会、国会で話し合われるべきは、国民の健康、安全に関し、最善の公と私の関係は何か、その役割分担の見直しに関してであつたと思います。

私は、今日まで厚生労働委員会の各先生方のこの委員会での議論をお聞きして、皆さんにいまだに強調不足の私よりはるかによく問題点を把握され、そして真剣な御議論をされていると敬服しました。

この委員会での真摯な議論を国民に責任を持つて示すために、問題があるとお考えの先生方は反

対票を投じていただきたいとお願いし、私の反対討論といたします。

○大脇雅子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、内閣提出の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案に反対の立場から討論を行います。

これまで、スマン、サリドマイド、薬害エイズ、ヤコブ病など、国民の命と健康を確保するという重要な使命を有する医療・薬事行政を担当した厚生労働省は、漫然と被害の拡大を放置し、人間の尊嚴を踏みにじる結果を招来してきました。被害者及び家族の苦しみと嘆きを平然と切り捨てた行政、企業の論理と行動の非人道性については改めて指摘するまでもありません。このような教訓を踏まえた謝罪と反省を厳しく貰った上で、二度と国民の信頼を裏切ることのない万全の医療・薬事行政が推進されなければならぬと思います。

にもかかわらず、今回の医薬品医療機器機構法案はそうした反省の上に立つてできたものとは到底言えません。一つの機構に審査関連業務、安全対策業務、健康被害救済業務、さらに研究開発振興業務を併存させていて、製薬会社との連携の枠組みを維持していること、副作用の救済という本質が切り捨てられようとしているという点において私は賛成できません。

これからはある程度改革は国民の信頼に誠実にこたえる体制を確立すること、第二に、これまで公的責任の範疇で担われてきていた業務内容は機構改革後も十全にその責任性が維持されることと、そして第三に、機構の財政や効率化を理由に本来国民にとって必要不可欠な業務やサービスが切り捨てられ後退することがあつてはならないことと、第四に、機構改革の結果で、そこに働く正規、非正規を問わず、職員の雇用と権利が確保されつつ職責が全うされる状況を整備するなどの観点から、私は今回の法案に危惧を表しながら、反対討論を終わります。

○委員長（金田勝年君） 他に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長（金田勝年君） 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○浅尾慶一郎君 私は、ただいま可決されました

この際、浅尾君から発言を求められておりますので、これを許します。浅尾慶一郎君。

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案に對し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会・公明党及び社会民主党・護憲連合の各会派並びに国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の西川君共に提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分發揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分發揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、

独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うこと等を通じて、その組織及び運営の状況を 국민に明らかにすること。

二、独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

三、独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようとするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終

了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。

四、独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剩余金の取扱いについても、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保されるときは、その理由を明らかにすること。

五、独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。

六、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めるここと。

七、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（金田勝年君） ただいま浅尾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長（金田勝年君） 多数と認めます。よつて、浅尾君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣（坂口力君） ただいま御決議のあります。

ありがとうございました。

○委員長（金田勝年君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（金田勝年君） 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金田勝年君） 次に、請願の審査を行います。

第一七号じん肺根絶に関する請願外四百二件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第四三二号雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願外四十五件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第一七号じん肺根絶に関する請願外三百五十六件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金田勝年君） 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（金田勝年君） 御異議ないと認め、さよ

ります。

○委員長（金田勝年君） ただいま浅尾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長（金田勝年君） 多数と認めます。よつて、浅尾君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣（坂口力君） ただいま御決議のあります。

ありがとうございました。

○委員長（金田勝年君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（金田勝年君） 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（金田勝年君） 御異議ないと認め、さよ

う決定をいたしました。

○委員長(金田勝年君) 次に、継続調査要求に関する件についてお詰りをいたします。
本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

○委員長(金田勝年君) 次に、委員派遣に関する件についてお詰りをいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会をいたします。

午後三時四十八分散会

→

(参照)

厚生労働委員会付託請願中採択一覧表(四六件)

○第四三二号、第四三三号、第四八九号、第四九〇号、第七〇一号、第七九三号、第七九四号、第一〇四四号、第五二五号、第五三八号、第七〇号、第七九一号、第四九二号、第四九三号、第一〇四九号、第一〇四八号、第一〇六五号

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一〇六五号)

一、健保三割負担や高齢者窓口負担の大額引上げ等の中止に関する請願(第一〇六六号)

一、在日外国人障害者等の年金保障に関する請

願(第一〇七四号)

失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体

制の緊急整備に関する請願

第五八五号、第八七三号、第九八〇号、第一一二四八号 食品衛生法の抜本的見直し等に関する

請願

第六九八号 緊急の保育課題への対応とより良

い保育制度の構築に関する請願

第九一七号 保育制度の改善と充実に関する請

願

第一一六六号、第一一六七号、第一一六八号、

第一一六九号、第一一七〇号、第一一七一号、

第一一七二号、第一一七三号、第一一七四号、

第一一七五号、第一一七六号、第一一七七号、

第一一七八号、第一一七九号、第一一八〇号、

第一一八一号、第一一八二号、第一一八三号、

第一一八四号、第一一八五号 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願

員に関する請願

十二月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器の移植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提供を可能とすることに関する請願

(第一一四五号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一〇四六号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一〇四九号)

一、健保三割負担や高齢者窓口負担の大額引上げ等の中止に関する請願(第一〇六六号)

一、医師卒後研修の改善・充実に関する請願(第一〇四九号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一〇四九号)

一、健保三割負担や高齢者窓口負担の大額引上げ等の中止に関する請願(第一〇六六号)

一、医療改悪の実施中止、年金・生活保護基準など切下げ反対に関する請願(第一一二三一四号)

一、医療改悪の実施と社会保障の改悪反対、充実に関する請願(第一一八六号)

一、医療改悪の実施中止、年金・生活保護基準など切下げ反対に関する請願(第一一二三一五号)

一、医療改悪の実施中止、年金・生活保護基準など切下げ反対に関する請願(第一一二三一五号)

一、医療改悪の実施中止、年金・生活保護基準など切下げ反対に関する請願(第一一二三一五号)

一、医療改悪の実施中止、年金・生活保護基準など切下げ反対に関する請願(第一一二三一五号)

一、医療改悪の実施中止、年金・生活保護基準など切下げ反対に関する請願(第一一二三一五号)

一、食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願

(第一一二四八号)

一、子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器の移植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提供を可能とすることに関する請願

(第一一二四九号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二五〇号)

(第一一二五一号)

一、医師卒後研修の改善・充実に関する請願

(第一一二五二号)

一、公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願(第一一二八四号)

(第一一二八五号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九〇号)

(第一一二九一号)

一、公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願(第一一二九二号)

(第一一二九三号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九四号)

(第一一二九五号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九七号)

(第一一二九八号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九九号)

(第一一二九〇号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九一号)

(第一一二九二号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九三号)

(第一一二九四号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九五号)

(第一一二九六号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九七号)

(第一一二九八号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九九号)

(第一一二九〇号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九一号)

(第一一二九二号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九三号)

(第一一二九四号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一一二九五号)

(第一一二九六号)

第七部 厚生労働委員会会議録第十四号 平成十四年十二月十二日 【参議院】	三一
--------------------------------------	----

供を可能とすることに関する請願

請願者 栃木県足利市島田町四〇六ノ一

田沼文幸 外五千九百九十九名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇四六号 平成十四年十二月五日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

請願者 埼玉県比企郡吉見町田甲一、八〇

三 金子任男 外二千二十七名

紹介議員 山根 隆治君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一〇四七号 平成十四年十二月五日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

請願者 茨城県那珂郡大宮町八〇三ノ一三

橋本克也 外三千四百九十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四三二号と同じである。

第一〇四八号 平成十四年十二月五日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

請願者 熊本市楠八ノ六ノ五 平山成一

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四三二号と同じである。

第一〇四九号 平成十四年十二月五日受理

医師卒後研修の改善・充実に関する請願

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

請願者 大阪府堺市藏前町一、四六八ノ一

ノ一、〇〇二 南岳志 外二百二

十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一〇五六号 平成十四年十二月五日受理

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一一二八号 平成十四年十二月五日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 愛知県一宮市千秋町塩尻字北出九

二二ノ一 佐藤閑治 外九千四百

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四三二号と同じである。

第一〇六六号 平成十四年十二月五日受理

健保三割負担や高齢者窓口負担の大幅引上げ等の健保三割負担や高齢者窓口負担の大幅引上げ等の中止に関する請願

請願者 福島市大森字下町三三ノ一 梅代

外四百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第一〇七四号 平成十四年十二月五日受理

在日外国人障害者等の年金保障に関する請願

請願者 大阪市生野区桃谷三ノ一四ノ一二 懇英弘

外六千名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第一〇七五号 平成十四年十二月五日受理

国内で未承認の医薬品に係る保険給付に関する請願

請願者 群馬県佐波郡玉村町大字藤川二七

五ノ二 根岸清貴 外七十名

紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第一〇七六号 平成十四年十二月五日受理

医師卒後研修の改善・充実に関する請願

この請願の趣旨は、第一二三二号と同じである。

請願者 東京都品川区旗の台六ノ二三ノ一

二ノ三〇一 松浦省己 外百四十

紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一一二七号 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

請願者 大阪市大正区泉尾五ノ八ノ三七

門原繁夫 外千六百七十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二六号と同じである。

第一一二八号 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

介護保険の改善に関する請願

請願者 新潟県柏崎市鏡町六ノ三九

田川 栄子 外千六百七十七名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一二六号と同じである。

第一一二九号 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

請願者 大阪府柏原市大正三ノ四ノ二八 和田周二 外千六百七十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。

第一一二三〇号 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

請願者 大阪府柏原市法善寺三ノ四四九ノ一三 中川明彦 外千六百七十七名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。

第一一二三一號 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

請願者 熊本市秋津町秋田三、四四一ノ八 重松公子 外千六百七十七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。

第一一二三二號 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝寺一ノ三ノ七 川見幸子 外千六百七十七名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。

第一一二三三號 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

請願者 新潟県柏崎市藤元町一〇ノ三 球忠英 外千六百七十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二六号と同じである。

第一一二三四號 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

請願者 新潟県柏崎市藤元町一〇ノ三 球忠英 外千六百七十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二六号と同じである。

第一一二三五號 平成十四年十二月五日受理

介護保険の改善に関する請願

請願者 新潟県柏崎市藤元町一〇ノ三 球忠英 外千六百七十七名

介護保険の改善に関する請願

請願者 新潟県柏崎市藤元町一〇ノ三 球忠英 外千六百七十七名

田川 栄子 外千六百七十七名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一二六号と同じである。

紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 熊本市出水五ノ一七ノ二七 松尾 タケノ 外千六百七十七名	介護保険の改善に関する請願
第一三四号 平成十四年十二月五日受理	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
紹介議員 小池 晃君	介護保険の改善に関する請願
請願者 熊本市帶山九ノ五ノ二八 岩永香織 外千六百七十七名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一三五号 平成十四年十二月五日受理	介護保険の改善に関する請願
紹介議員 小泉 親司君	介護保険の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 熊本市石原町三一九ノ一 上田清美 外千六百七十七名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一三六号 平成十四年十二月五日受理	介護保険の改善に関する請願
紹介議員 藤厚志 外千六百七十七名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 福岡市中央区鳥飼一ノ一ノ七 佐藤 厚志 外千六百七十七名	介護保険の改善に関する請願
第一一三七号 平成十四年十二月五日受理	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
紹介議員 大門実紀史君	介護保険の改善に関する請願
請願者 熊本県人吉市願成寺町四六七ノ七 久保田弘人 外千六百七十七名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一三八号 平成十四年十二月五日受理	介護保険の改善に関する請願
紹介議員 富樫 練三君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 熊本県人吉市願成寺町四六七ノ七 久保田弘人 外千六百七十七名	介護保険の改善に関する請願
第一一四一号 平成十四年十二月五日受理	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
紹介議員 笠原 伸也君	介護保険の改善に関する請願
請願者 新潟県新津市中新田二七九ノ一 新田恭子 外千六百七十七名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一四二号 平成十四年十二月五日受理	介護保険の改善に関する請願
紹介議員 筆坂 秀世君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 新潟県新津市中新田二七九ノ一 新田恭子 外千六百七十七名	介護保険の改善に関する請願
第一一四三号 平成十四年十二月五日受理	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
紹介議員 宮本 岳志君	介護保険の改善に関する請願
請願者 大阪府岸和田市宮前町八ノ一五 白井貴子 外千六百七十七名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一四四号 平成十四年十二月五日受理	介護保険の改善に関する請願
紹介議員 西山登紀子君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 大阪府八尾市末広町一ノ七ノ一六 堀喜博 外千六百七十七名	介護保険の改善に関する請願
第一一四九号 平成十四年十二月五日受理	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
紹介議員 吉岡 吉典君	介護保険の改善に関する請願
請願者 大阪府大東市南津の辺町八ノ一 願	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一五〇号 平成十四年十二月五日受理	乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請願
紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 大阪府羽曳野市西浦一ノ七ノ六 若林信一 外千六百七十七名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一五一号 平成十四年十二月五日受理	乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請願
紹介議員 本忠 紀子君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 大阪府岸和田市上町五ノ一六 森 本忠 外千六百七十七名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一五二号 平成十四年十二月五日受理	乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請願
紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 大阪府箕面市萱野三ノ六ノ一八 下脇久恵 外千六百五名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一五三号 平成十四年十二月五日受理	乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請願
紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 大阪府豊中市北緑丘二ノ八ノ一 小林周作 外千六百五名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一五四号 平成十四年十二月五日受理	乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請願
紹介議員 岩佐 恵美君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 大阪府箕面市坊島三ノ一ノ四八 尾崎琢宏 外千六百五名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一五五号 平成十四年十二月五日受理	乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請願
紹介議員 緒方 靖夫君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 大阪府箕面市坊島三ノ一ノ四八 尾崎琢宏 外千六百五名	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
第一一五六号 平成十四年十二月五日受理	乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請願
紹介議員 吉岡 吉典君	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。
請願者 大阪府大東市南津の辺町八ノ一 願	この請願の趣旨は、第一一二六号と同じである。

請願者 大阪府箕面市粟生新家一ノ四ノ三 ○ 羽藤隆 外千六百五名	請願者 大阪府堺市晴美台三ノ五ノ九 田 中裕子 外千六百五名	乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願 第一一五八号 平成十四年十二月五日受理
紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	紹介議員 筆坂 秀世君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。
第一一五三号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一五六号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六三号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願
請願者 大阪府摂津市香露園一八ノ二 江 口洋子 外千六百五名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 大阪府吹田市江坂町五ノ一七ノ五 上島幸枝 外千六百五名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 大阪府富田林市南大伴町二ノ三ノ 九 大和田博志 外千六百五名 紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。
第一一五四号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一五九号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六四号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願
請願者 大阪市住之江区東加賀屋二ノ九 九 山本聰 外千六百五名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 大阪府吹田市千里山西三ノ一四ノ 一〇 野中秀彦 外千六百五名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 大阪府富田林市寿町二ノ三ノ一三 村上節子 外千六百五名 紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。
第一一五五号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六〇号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六五号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願
請願者 大阪市大正区南恩加島二ノ六ノ三 松本弘子 外千六百五名 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 大阪府富田林市南大伴町二ノ二ノ 一六 伊丹進一 外千六百五名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 大阪府富田林市西板持町八ノ三ノ 五八 森ヤエノ 外千六百五名 紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。
第一一五六号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六一号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六六号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願
請願者 大阪府堺市松屋町一丁一六ノ四 山野愛子 外千六百五名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 大阪府富田林市藤沢台六ノ五ノ九 宇根岡誠 外千六百五名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 東京都八王子市散田町二ノ一七 嘉正 外二千五百七十二名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一五七号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六二号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六七号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検 査員の大幅増員に関する請願
請願者 大阪府堺市松屋町一丁一六ノ四 山野愛子 外千六百五名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 大阪府富田林市藤沢台六ノ五ノ九 宇根岡誠 外千六百五名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。	請願者 新潟県柏崎市鏡町六ノ三九 田川 九名 紹介議員 井上 美代君 日本は一〇〇一年に外国産冷凍野菜を七二万ト 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検 査員の大幅増員に関する請願
第一一五七号 平成十四年十二月五日受理 乳幼児医療費無料制度の国による創設に関する請 願	第一一六八号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検 査員の大幅増員に関する請願	第一一六八号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検 査員の大幅増員に関する請願

紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	二五八ノ五 小島紀子 外二千五百七十二名
第一一六九号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 群馬県高崎市山名町三五三ノ三二 小林輝良 外二千五百七十二名 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一七八号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 紹介議員 紙 智子君 名 六 笹沼良和 外二千五百七十二名 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七〇号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 群馬県高崎市飯塚町一、二六八ノ一 二名 一 高見沢佳子 外二千五百七十 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一七四号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 栃木県佐野市堀米町三、八〇一ノ一 二 富樫宇女子 外二千五百七十一 紹介議員 小池 晃君 二名 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七一号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都文京区千駄木四ノ四六 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一七五号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 栃木県今市市瀬川一、三七六 広川周作 外二千五百七十二名 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七二号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 新潟県刈羽郡刈羽村下高町一、三七六ノ一 八 千駄木四ノ四六 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一七六号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都文京区本駒込二ノ二六 八 田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七三号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 新潟県刈羽郡刈羽村下高町一、三七六ノ一 八 千駄木四ノ四六 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一七八号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 埼玉県児玉郡児玉町小平六八九ノ一 八 小林扶美子 外二千五百七十一 紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七四号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都八王子市めじろ台二ノ二、 七七七号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 埼玉県児玉郡児玉町小平六八九ノ一 八 小林扶美子 外二千五百七十一 紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一八一号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 神奈川県座間市相模が丘二ノ二 五 馬場安代 外二千五百七十二 紹介議員 林 紀子君 名 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七五号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 新潟県新津市中新田二七九ノ一 新田恭子 外二千五百七十二名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一八二号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 奈良市青山四ノ四三三 竹内範子 外六千六百九名 紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。
第一一七六号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都八王子市めじろ台二ノ二、 七七七号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 埼玉県児玉郡児玉町小平六八九ノ一 八 小林扶美子 外二千五百七十一 紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一八三号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 栃木県今市市猪倉二、五三七ノ一 西山登紀子君 福道夫 外二千五百七十二名 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七七号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都向丘一ノ四ノ八 柴田誠一 外二千五百七十二名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一八四号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都八王子市暁町二ノ二三 菊池保 外二千五百七十二名 紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七八号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都文京区本駒込二ノ二六 八 田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一八五号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 新潟県新津市中新田二七九ノ一 新田恭子 外二千五百七十二名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。
第一一七九号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都八王子市めじろ台二ノ二、 七七七号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 埼玉県児玉郡児玉町小平六八九ノ一 八 小林扶美子 外二千五百七十一 紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一八六号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 奈良市青山四ノ四三三 竹内範子 外六千六百九名 紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。
第一一八〇号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都八王子市暁町二ノ二三 菊池保 外二千五百七十二名 紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。	第一一八七号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 東京都八王子市めじろ台二ノ二、 七七七号 平成十四年十二月五日受理 輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願 請願者 埼玉県児玉郡児玉町小平六八九ノ一 八 小林扶美子 外二千五百七十一 紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

する請願

請願者 富山県高岡市伏木古府三ノ八ノ一 ○ 島寿男 外六千六百九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。

第一一八八号 平成十四年十二月五日受理

医師卒後研修の改善・充実に関する請願

請願者 埼玉県桶川市神明一ノ一ノ二一 矢内継男 外二百四十一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一一二三号 平成十四年十二月五日受理

医療改悪の実施中止・年金・生活保護基準などの切下げ反対に関する請願

請願者 東京都町田市根岸町二三〇ノ五 清水徹 外千百七十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第七五二号と同じである。

第一一二三号 平成十四年十二月五日受理

医療改悪の実施中止・年金・生活保護基準などの切下げ反対に関する請願

請願者 横浜市港南区芦が谷四ノ一二ノ二 八田村すみ子 外千百七十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七五二号と同じである。

第一一二三号 平成十四年十二月五日受理

医療改悪の実施中止・年金・生活保護基準などの切下げ反対に関する請願

請願者 東京都田中市根岸町二三〇ノ五 清水徹 外千百七十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第七五二号と同じである。

第一一二三号 平成十四年十二月五日受理

医療改悪の実施中止・年金・生活保護基準などの切下げ反対に関する請願

請願者 東京都田中市根岸町二三〇ノ五 小野由美子 外千百七十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七五二号と同じである。

第一一二三四号 平成十四年十二月五日受理

医療改悪の実施中止・年金・生活保護基準などの切下げ反対に関する請願

請願者 東京都田中市根岸町二三〇ノ五

紹介議員 風間 親君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第一一二三四号 平成十四年十二月五日受理

医療改悪の実施中止・年金・生活保護基準などの切下げ反対に関する請願

切下げ反対に関する請願
請願者 横浜市港南区日野中央三ノ二一ノ一 二六〇二〇一 大加田ユキ子 外千百七十五名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第七五二号と同じである。

第一一二四八号 平成十四年十二月六日受理
請願者 岩手県大船渡市大船渡町砂子前六ノ二 伊藤ノリエ 外千百五十一
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二四九号 平成十四年十二月六日受理
請願者 住山弘 外百七十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二八四号 平成十四年十二月六日受理
請願者 大阪府枚方市南中振二ノ三六〇八
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二五〇号 平成十四年十二月六日受理
請願者 四三〇二 一條寿治 外四千三十
紹介議員 愛知 治郎君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一二五〇号 平成十四年十二月六日受理
請願者 六名
紹介議員 愛知 治郎君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一二五〇号 平成十四年十二月六日受理
請願者 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二五〇号 平成十四年十二月六日受理
請願者 住山弘 外百七十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二五〇号 平成十四年十二月六日受理
請願者 三、年金支給額の五年分の積立金は過大であり、これを年金制度の改善のため計画的に活用すること。
(一) 厚生(共済)年金の賃金スライドと、これに見合う国民年金の加算を從前どおりとすること。
(二) 公的年金の支給開始年齢は原則六〇歳とすること。
(三) 厚生(共済)年金の報酬比例部分の五%連続して行われた年金制度の改悪を元に戻し、改善を図ること。

第一一二五〇号 平成十四年十二月六日受理
請願者 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二五〇号 平成十四年十二月六日受理
請願者 三、年金支給額の五年分の積立金は過大であり、これを年金制度の改善のため計画的に活用すること。
(一) 保険料を引き上げないこと。年金に対する課税を重くしないこと。
(二) 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設すること。

第一一二五〇号 平成十四年十二月六日受理
請願者 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二五二号 平成十四年十二月六日受理
請願者 德島市名東町一ノ五〇 鎌田真由美 外四百九十九名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一一二八四号 平成十四年十二月六日受理
請願者 外四百九十九名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二五二号 平成十四年十二月六日受理
請願者 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二八四号 平成十四年十二月六日受理
請願者 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第一一二五二号 平成十四年十二月六日受理
請願者 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

一、年金制度を抜本的に改革し、全額国庫負担（大企業の負担と国の一般財源）による「最低保障年金制度」を創設し、無年金の人や低額の年金の人をなくすこと。
二、前項の改革が実現するまでの間、次のことを緊急に実施すること。
（1）直ちに国民年金（基礎年金）に対する国庫負担を約束どおり三分の一から二分の一に増額すること。
（2）公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設すること。
（3）連続して行われた年金制度の改悪を元に戻し、改善を図ること。
（4）無年金の人や低額の年金の人に対する国庫負担（生存権保障義務）を踏みにじり、年金の保険料を引き上げる一方で給付を切り下げてきた。保険料が高くて払えないため、六五歳以上で年金の支給も国内で臓器移植が受けられるよう臓器の移植を可能とすることにに関する請願
（5）厚生(共済)年金の賃金スライドと、これに見合う国民年金の加算を從前どおりとすること。
（6）公的年金の支給開始年齢は原則六〇歳とすること。
（7）厚生(共済)年金の賃金スライドと、これに見合う国民年金の加算を從前どおりとすること。
（8）公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設すること。

紹介議員 内英郎 外百七十六名	請願者 石川県河北郡内灘町大根布七ノ一 二五ノ一 徳川好恵 外百七十六	公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一三〇一号 平成十四年十二月六日受理
この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
第一二八七号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九二号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九七号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一三〇二号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願
紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
請願者 大阪市大正区小林東三ノ一五ノ一 三 松永通子 外百七十六名	請願者 石川県金沢市南塙町二六五ノ一 坂戸幸子 外百七十六名	請願者 横浜市鶴見区朝日町二ノ八九ノ三 三七 宗形ふじ子 外百七十六名	請願者 長野県足柄上郡開成町岡野一八 七 石塚利夫 外百七十六名
この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
第一二八八号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九三号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九八号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一三〇三号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願
紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 久仁夫 外百七十六名 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
請願者 福島県須賀川市六郎兵衛四一ノ四 石井ひろ子 外百七十六名	請願者 千葉県市川市曾谷四ノ一六ノ一八 金子三郎 外百七十六名	請願者 神奈川県小田原市鴨宮七三四ノ一 ○ 市河正文 外百七十六名	請願者 長野市篠ノ井東福寺六九一 平林 久仁夫 外百七十六名
この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
第一二八九号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九四号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九九号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一三〇四号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願
紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
請願者 東京都江東区豊洲四ノ五ノ六ノ三 ○四 松原初枝 外百七十六名	請願者 川崎市高津区溝口三ノ二二ノ四〇 坂田キス 外百七十六名	請願者 神奈川県海老名市東柏ヶ谷二ノ一 七ノ三二 森下幸子 外百七十六	請願者 山梨県大月市富浜町一、五四七 石井ひろみ 外五千七百四十九名
この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
第一二九〇号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九五号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九九号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一三〇四号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願
紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
請願者 横浜市鶴見区岸谷四ノ四ノ六 浜 島はるみ 外百七十六名	請願者 川信子 外百七十六名	請願者 埼玉県熊谷市肥塚四七六ノ八 濑 下美子 外百七十六名	請願者 山梨県大月市富浜町一、五四七 石井ひろみ 外五千七百四十九名
この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
第一二九一号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九五号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九九号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一三〇四号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願
紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 奥石 東君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 輿石 東君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
請願者 横浜市鶴見区岸谷四ノ四ノ六 浜 島はるみ 外百七十六名	請願者 川信子 外百七十六名	請願者 埼玉県熊谷市肥塚四七六ノ八 濑 下美子 外百七十六名	請願者 埼玉県朝霞市溝沼二ノ九ノ三 木 相崎陸朗 外三千二十三名
この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
第一二九二号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一二九六号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一三〇五号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願	第一三〇六号 平成十四年十二月六日受理 公的年金制度を改革し、最低保障年金制度を創設することに関する請願
紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。
請願者 横浜市鶴見区岸谷四ノ四ノ六 浜 島はるみ 外百七十六名	請願者 川信子 外百七十六名	請願者 埼玉県熊谷市肥塚四七六ノ八 濑 下美子 外百七十六名	請願者 埼玉県朝霞市溝沼二ノ九ノ三 木 相崎陸朗 外三千二十三名
この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二八四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

紹介議員 若林 秀樹君

第一三五号 平成十四年十二月六日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町篠津六八〇

ノ一

小島達也 外九千二百三

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

紹介議員 十一名

ノ一

小島達也 外九千二百三

第一三二六号 平成十四年十二月六日受理
子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器移植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提供を可能とすることに関する請願

請願者 名古屋市名東区富が丘一三六 柴田ツヤ子 外八千八百八十八名

紹介議員 草川 昭三君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

紹介議員 中島 真人君

第一三二七号 平成十四年十二月六日受理
子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器移植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提供を可能とすることに関する請願

請願者 山梨県東山梨郡春日居町国府二六六 渡辺久雄 外四千九百三十二

紹介議員 中島 真人君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一三四五号 平成十四年十二月六日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 岐阜県各務原市小佐野町七ノ一六 四 柴山春佳 外九十九名

紹介議員 武見 敬三君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第一三五六号 平成十四年十二月六日受理

働くルールの確立に関する請願

請願者 大阪市淀川区塚本六ノ六ノ六 西村順一 外三名

紹介議員 宮本 岳志君

待遇である。地域最賃は、全国平均で時間額六五

九円、日額五、二五六円、月二〇日働いても一〇

万五、一二〇円にしかならず、生活できない低さ

である。地域間格差も大きいものがある。現行最

賃制の下で、時間額の引上げと地域間格差の是

正、下請単価の引上げが必要である。完全失業者

は毎月三〇〇万人を超える深刻な状況が続いている。

この主要な原因が企業のリストラ・人減らし

にあることは明らかである。今求められるのは、

最高裁の判例が示している「整理解雇の四要件」を

含む解雇規制の法律を制定することである。さら

に、企業組織の変更などに際しては、本人同意を

必要とする労働者保護の法律を整備することであ

る。日本の労働者の年間労働時間は平均二、二二

〇時間と、ドイツに比べて三五〇時間も長く働く

ことができる。また、政府統計の試算からも労働基

準法に違反するサービス残業が二〇一時間もある。

今求められるのは、使用者に実労働時間を正確に掌握する時間管理を義務付け、サービス残業をなくす実効ある措置を探ることである。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、パート労働者などの時間給引上げ・均等待遇

の実現、現行の最低賃金を改善すること。

二、企業による一方的な解雇を規制する法律をつ

くること。

三、サービス残業をなくし、時間外労働の上限設

定で労働時間を短縮すること。

食の安全・信頼の回復に関する請願

請願者 山形市城西町三ノ二二ノ三三 川股兵一 外一万二千八百八十九名

紹介議員 紙 智子君

今ほど国民の食の安全・信頼が問われているときはない。相次ぐ食肉の偽装や使用してはならない添加物・農薬の使用、さらには輸入農産物から残留農薬が次々と検出されるなど、国民の命の源である食の安全性や表示の信頼が崩されている。

その原因是、企業倫理の崩壊(モラル・ハザード)

や、これを見過ごし助長してきた政府の姿勢にあ

る。食の安全基準を強化し検査を徹底するととも

に、消費者の監視と選択を保障するため、厳格な表示制度始め、食の安全行政の抜本的な強化が必

要である。また、政府が進めている米政策の見直

しは、国民の主食・米について、国の管理責任も

価格保証制度も放棄し、生産から流通まで自由競

争に任せようというものの、日本の米・稻作を危

うくするものである。国民の主食・米が、大企

業・商社による買占めや投機の対象になりかねな

い。消費者、農民は言うまでもなく、米屋にとっても大問題である。米を将来にわたって安定的に生産し供給し続けるためにも、国の責任で、要りもしない外米の輸入と減反を減らし、ゆとりある需給計画の下、農家には生産費を償う価格を保障すべきである。環境や景観の保全、水害防止にも役立っている水田を将来にわたって守ることが必要である。そのためにも、貿易の完全自由化を目指して食料の輸入拡大を押し付けるWTO(世界貿易機関)農業協定は、各国の食料生産・自給の権利を保障する内容に改定すべきである。このこ

とが、世界の食糧危機を解決する道である。ま

た、子供たちの食生活を確立して健康を守るために、学校給食が果たす役割はいよいよ大切になつてきている。米など学校給食への補助を復活するとともに、地元の安全で新鮮な食材を活用したり、地元の商店・加工業者と提携するなど、地域に支えられた充実・改善が求められている。

ついては、次の事項について早急に実現を図ら

れたい。

一、食の安全・信頼を確保するため、加工食品の原材料を含め原産地・国や添加物の全面表示などを、表示制度を改善し、輸入食料の安全検査を充実すること。

第一三五七号 平成十四年十二月六日受理

請願者 滋賀県彦根市金沢町九九三 林由美 外一万二千八百八十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第一三五八号 平成十四年十二月六日受理

請願者 山形市清住町一ノ五ノ三九 長岡テルヨ 外一万二千八百八十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第一三五九号 平成十四年十二月六日受理

請願者 滋賀県彦根市柳川町一七 田付利晃君 外一万二千八百八十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第七部

厚生労働委員会会議録第十四号

平成十四年十二月二十一日

【参議院】

平成十四年十二月十九日印刷

平成十四年十二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D